

令和4年度産業財産権制度問題調査研究

オープンイノベーション促進のための  
モデル契約書に関する  
調査研究報告書

令和5年3月

株式会社 野村総合研究所



## I. 要 約

### 背景

イノベーションを実現するための手段として、オープンイノベーション（以下「OI」という。）の取組が広がる中で、大企業・スタートアップ間のOIにおける契約の中で様々な問題が生じている。こうした中で、特許庁と経済産業省は、スタートアップと事業会社の連携の際に留意すべきポイントについてまとめたモデル契約書を作成したが、その認知度・社会への定着度合いは未だ十分であるとは言い難い。

### 目的

そこで本調査では、ターゲットに対するより効果的なPR手法を検討するなど、より望ましいモデル契約書の広報戦略の在り方を調査する。併せて、モデル契約書が自走するまでのプロセスや方法論を実証しつつ、その効果や実現可能性を調査する。

### 委員会による議論・検討

全3回の委員会を開催し、モデル契約書の改訂や広報戦略ワーキンググループの活動について議論を行った。

委員長：鮫島正洋（内田・鮫島法律事務所 代表パートナー）、委員：7名

### 広報戦略ワーキンググループ（広報戦略WG）による議論・検討

準備WG含め、全4回開催しモデル契約書の広報戦略や、コンテンツの作成・改訂について議論した。

座長：中村亜由子（eiicon company 代表/founder）、メンバー：6名

### ヒアリング調査

スタートアップ、事業会社、大学等に対して、ヒアリング調査を実施し、その結果を本事業で新たに作成するコンテンツの検討に活用した。

### 自走の実証研究およびリーガルサポートの提供

自走事業者としてVC3社を選定し、ミーティング及びスタートアップ等へのヒアリングを実施し、新素材編、AI編、大学編それぞれについてモデル契約書の改訂を行った。

### モデル契約書の広報戦略の実証（セミナー等開催）に関する調査

広報戦略ワーキンググループにおける議論を踏まえて、セミナー・パネルディスカッション計6回及び、ワークショップ計2回を実施した。

### モデル契約書の関連コンテンツの作成改訂等

委員会、広報戦略ワーキンググループにおける議論及びヒアリング結果を踏まえて、マナーブックの作成及びパンフレットの改訂を行った。

### 調査結果の分析・取りまとめ

委員会・広報戦略ワーキンググループの議論を踏まえて、自走事業者と協力したモデル契約書の改訂、広報戦略の実証、コンテンツの作成・改訂を行った。

## II. 調査研究の背景及び目的

日本発イノベーションを実現する手段のひとつとして、オープンイノベーション（以下、「OI」という。）への期待が高まり、多様な機関がOIに取り組んでいる一方で、大企業とスタートアップが連携するに当たり、スタートアップからは、大企業と共同研究すると、特許権が大企業に独占されたり、周辺の特許を大企業に囲い込まれたりする、といった偏った契約実態を指摘する声があった。そこで公正取引委員会は、その取引実態を明らかにすべく実態調査を行ったところ、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」（令和2年11月27日）では、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれのある事例、また拘束条件付取引等として同法上問題となるおそれのある事例が確認されている。このような現状を踏まえ、公正取引委員会と経済産業省は共同して、令和2年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的として、「スタートアップとの事業連携に関する指針」（以下、本指針という。）を策定して、令和3年3月29日に公表した。この動きに併せて、特許庁と経済産業省は、研究開発型スタートアップと事業会社の連携交渉する際に留意すべきポイントについて解説した「モデル契約書 ver1.0」（以下、モデル契約書という。）を取りまとめた。モデル契約書は大きく2種類からなり、①新素材編は令和2年6月30日、②AI編は本指針と同時（令和3年3月29日）に公表されており、本指針で示されている「あるべき契約の姿・考え方」を具体的に実践するためのツールとして両者は位置づけられている。令和3年度の調査事業では、成長戦略実行計画1、知的財産推進計画2021等の要請に基づき、モデル契約書（大学編）の策定や新素材編・AI編の改訂等を行い、モデル契約書（大学編）及びモデル契約書 ver2.0を公表した。また、セミナーやパネルディスカッション、初学者向けコンテンツの作成など、その普及啓発に取り組んだ。しかし、その認知度、社会への定着の度合いは未だ十分とは言い難い。加えて、本来契約は民間同士の取り組みであることから、民間事業者やコミュニティが主体的に既出のモデル契約書を改善発展させていくこと（以下、これを「自走」と呼ぶ）がより望ましく、持続的であると言える。そこで本調査では、ターゲットに対するより効果的なPR手法を検討するなど、より望ましいモデル契約書の広報戦略の在り方を調査した。併せて、モデル契約書が自走するまでのプロセスや方法論を実証しつつ、その効果や実現可能性を調査した。

### III. 調査研究内容及び実施方法

モデル契約書、各種イベント、各種成果物は、以下の実施手法に基づいて検討を進めた。

#### 1. 委員会による検討

委員会は、3回に渡って開催した。広報戦略ワーキンググループにおいて議論した広報戦略やコンテンツ作成の方向性の検討・承認、自走事業者と協働したモデル契約書改訂の方向性についての検討、その他成果物の作成方針の検討を行った。

#### 2. 広報戦略ワーキンググループ（広報戦略WG）による検討

モデル契約書の普及・定着に向けた広報戦略について検討する会議体として、委員会とは別に広報戦略ワーキンググループを設置した。準備ワーキンググループと合わせて全4回開催し、目指すべき将来像の設定、将来像の実現に向けたKPIやターゲットの検討を行うとともに、具体的なセミナー等広報戦略の実証野内容や、コンテンツの作成・改訂の方向性の検討を実施した。

#### 3. ヒアリング調査

今年度事業の広報物の作成のためのインプットとして、大企業、スタートアップ、スタートアップ支援者、大学に対するヒアリングを20件実施した。ヒアリング調査にあたっては、調査対象先との連絡調整、ヒアリングの実施、ヒアリング時のメモ取り、議事録の作成、分析作業を実施した。

#### 4. 自走の実証研究およびリーガルサポートの提供における自走事業者との議論

自走事業者としてVC3社を選定し、事務局弁護士同席のもと、モデル契約書の改訂に関するミーティングを実施した。また、各VCが支援するスタートアップ等へのヒアリングを実施し、オープンイノベーションの現場における課題の把握を行った。

## IV. 調査結果

委員会・広報戦略ワーキンググループでの検討やヒアリング調査の結果に基づき、モデル契約書の作成、各種イベントの実施、各種成果物の作成を行った。

### 1. モデル契約書の広報戦略の実証（セミナー等開催に関する調査）

広報戦略ワーキンググループにおける議論を踏まえて、セミナー・パネルディスカッション計6回及び、ワークショップ計2回を実施した。セミナー・パネルディスカッションは、行政・VC等オープンイノベーションの支援者、事業会社の知財・法務部門、事業会社のオープンイノベーション担当部署等ターゲットを設定した。また、ターゲット・テーマに応じて、スタートアップ経営者、弁護士、事業会社の知財部門、アクセラレーター等、オープンイノベーションに深い知見と持つ様々な有識者・専門家に登壇いただいた。

ワークショップは、主にスタートアップを対象として、事業会社との交渉ロールプレイを通して、契約交渉におけるポイントを啓発することを目的として実施した。シナリオ作成にあたっては、モデル契約書新素材編における想定シーンを活用しつつ、市場情報や事業会社からのコメント等周辺情報を整理し、実際の交渉を体感できるよう工夫した。

### 2. モデル契約書の関連コンテンツ（ファクトブック、パンフレット等の作成改訂等）

広報戦略ワーキンググループの議論及び、ヒアリング調査の結果を踏まえて、モデル契約書に関連する新たなコンテンツとしてファクトブックの作成を進めた。ファクトブックは、広報戦略ワーキンググループの議論の中で、呼称を「マナーブック」とすることとした。

マナーブックは、モデル契約書の価値軸である「知財等から生み出される事業価値の総和の最大化」の実現に向けた、スタートアップ・事業会社の良好なパートナーシップを構築するため、双方が気を付けるべきポイントをまとめたものとして作成を進めた。具体的には、守るべきマナー、マナーの解説、マナーを実践するための具体的なポイント(Tips)、ヒアリングで得られたオープンイノベーションに関わる様々な主体の「生の声」について、手に取ってもらいやすいようデザインに配慮しつつ整理を行った。

パンフレットについては、マナーブックに掲載するイラストを掲載する等、改訂を行った。合わせて、モデル契約書の理念に賛同する企業等が自由に使うことができるロゴマークについても作成を進めた。

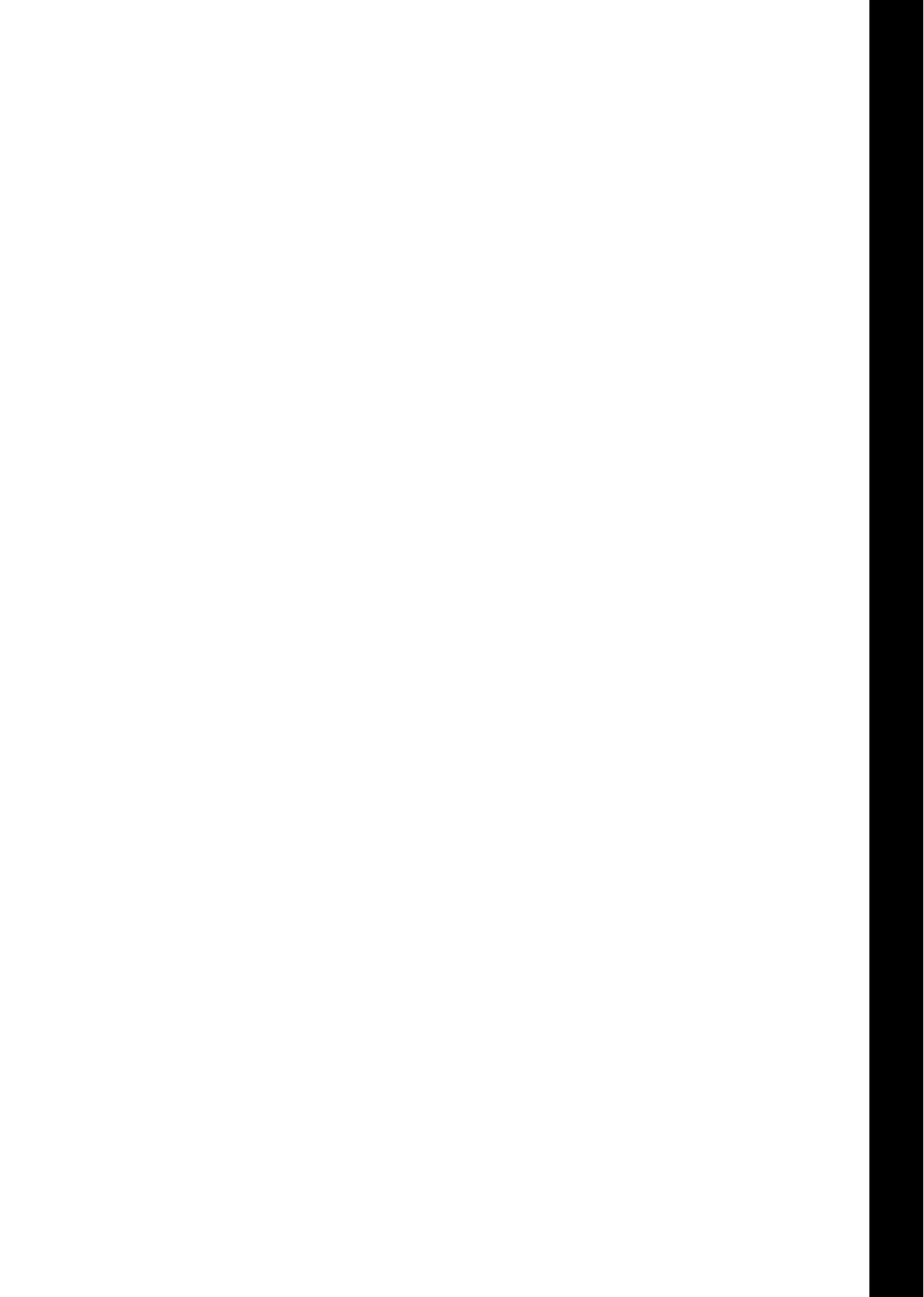
### 3. 自走の実証研究およびリーガルサポートの提供

自走事業者である VC3 社との議論や、スタートアップへのヒアリング結果を踏まえて、モデル契約書の改訂を行った。具体的には、条文のオプション作成や、現場の使いやすさに配慮した解説の充実化を実施した。改訂内容は委員会に諮問し、有識者の意見を踏まえた修正を行い、承認を得た。

## V. 提言

本年度業務では、モデル契約書の普及・定着に向けた、広報戦略の検討と実証を行った。ターゲットに応じてコンテンツを設計し、計8回の実証を行ったが、普及・定着に向けては次年度以降も一層の広報活動が必要となる。特に、本年度新たに作成したマナーブックは、モデル契約書の理念を実現するために、スタートアップ・事業会社双方がとるべきスタンスや具体的なポイントを記載しており、モデル契約書と合わせて広報を行うことで、オープンイノベーションに関する様々な課題の解決に貢献することができると考えられる。また、本年度業務では、新素材編のモデル契約書の想定シーンをベースとした交渉ロールプレイ（ワークショップ）を実施したが、AIスタートアップもオープンイノベーションにおいて様々な課題を抱えていると考えられ、AI編のモデル契約書を活用したワークショップを実施することも求められる。

広報戦略の検討・実証と合わせて、本年度業務では、民間事業者等が自らモデル契約書を改訂し活用する「自走」に向けた実証研究を実施した。この結果、自走事業者として選定したVCのもと、より現場のニーズに即した形でモデル契約書の改訂を実施することができた。一方で、リソース等の問題から、VCだけで「自走」を担うことは難しいことも明らかになり、モデル契約書の「自走」を担うことができるような、組織・団体を探索することが求められる。





「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書に関する調査研究  
委員会」委員会名簿

委員長

鮫島 正洋 内田・鮫島法律事務所

委員

梅田 絢 株式会社東京大学 TLO

江戸川 泰路 江戸川公認会計士事務所

久池井 淳 一般社団法人未踏/  
株式会社マクニカ

中村 亜由子 eiicon company

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所

丸山 和徳 株式会社メディパルホールディングス

村上 泰一郎 ピクシーダストテクノロジーズ株式会社

オブザーバー

仁科 雅弘 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長

武井 健浩 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理

岡 裕之 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理

川上 佳 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理

松田 絵莉子 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム

芝沼 隆太 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム

萩原 正大 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム

池上 京子 特許庁 企画調査課 活用企画班長

平井 嗣人 特許庁 企画調査課 活用企画係長

齋藤 直樹 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 専門職

上田 夏生 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 専門職

柳 一登 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 専門職

大串 忠弘 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 調査員

竹内 麻衣 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 調査員

馬場 大輔 経済産業省 大学連携推進室

大坪 梓 経済産業省 大学連携推進室

田中 佑果 文部科学省 科学技術・学術政策局

産業連携・地域振興課産業連携推進室 専門官

戸塚 亮太	公正取引委員会 事務総局 取引部 取引調査室 室長補佐
石井 沙知	内閣府 知的財産戦略推進事務局 政策調査員
高田 龍弥	工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター知財戦略部 主査

#### 事務局

山本 飛翔	中村合同特許法律事務所/ 法律事務所 amaneku
柿沼 太一	STORIA 法律事務所
井上 拓	日比谷パーク法律事務所
駒村 和彦	野村総合研究所
本田 和大	野村総合研究所
森谷 美祐	野村総合研究所

「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書に関する調査研究  
広報戦略ワーキンググループ」ワーキンググループメンバー名簿

座長

中村 亜由子 eiicon company

ワーキンググループメンバー

池岡 亮 BD スプリントパートナーズ  
宇井 吉美 株式会社 aba  
加藤 宏記 株式会社 Drone iPLAB/  
One ip 弁理士法人  
北見 裕介 株式会社ユーグレナ  
福井 崇博 ONE JAPAN 広報担当/  
日本テレビ放送網株式会社  
三宅 徹 株式会社未来機械

オブザーバー

仁科 雅弘 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長  
武井 健浩 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理  
岡 裕之 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理  
川上 佳 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム長代理  
松田 絵莉子 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム  
芝沼 隆太 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム  
萩原 正大 特許庁オープンイノベーション推進プロジェクトチーム  
池上 京子 特許庁 企画調査課 活用企画班長  
平井 嗣人 特許庁 企画調査課 活用企画係長  
齋藤 直樹 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 専門職  
上田 夏生 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 専門職  
柳 一登 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 専門職  
大串 忠弘 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 調査員  
竹内 麻衣 経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課 調査員  
馬場 大輔 経済産業省 大学連携推進室  
大坪 梓 経済産業省 大学連携推進室  
田中 佑果 文部科学省 科学技術・学術政策局  
産業連携・地域振興課産業連携推進室 専門官  
戸塚 亮太 公正取引委員会 事務総局 取引部 取引調査室 室長補佐

石井 沙知

内閣府 知的財産戦略推進事務局 政策調査員

高田 龍弥

工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター知財戦略部 主査

## 事務局

山本 飛翔

中村合同特許法律事務所/

法律事務所 amaneku

柿沼 太一

STORIA 法律事務所

井上 拓

日比谷パーク法律事務所

駒村 和彦

野村総合研究所

本田 和大

野村総合研究所

森谷 美祐

野村総合研究所

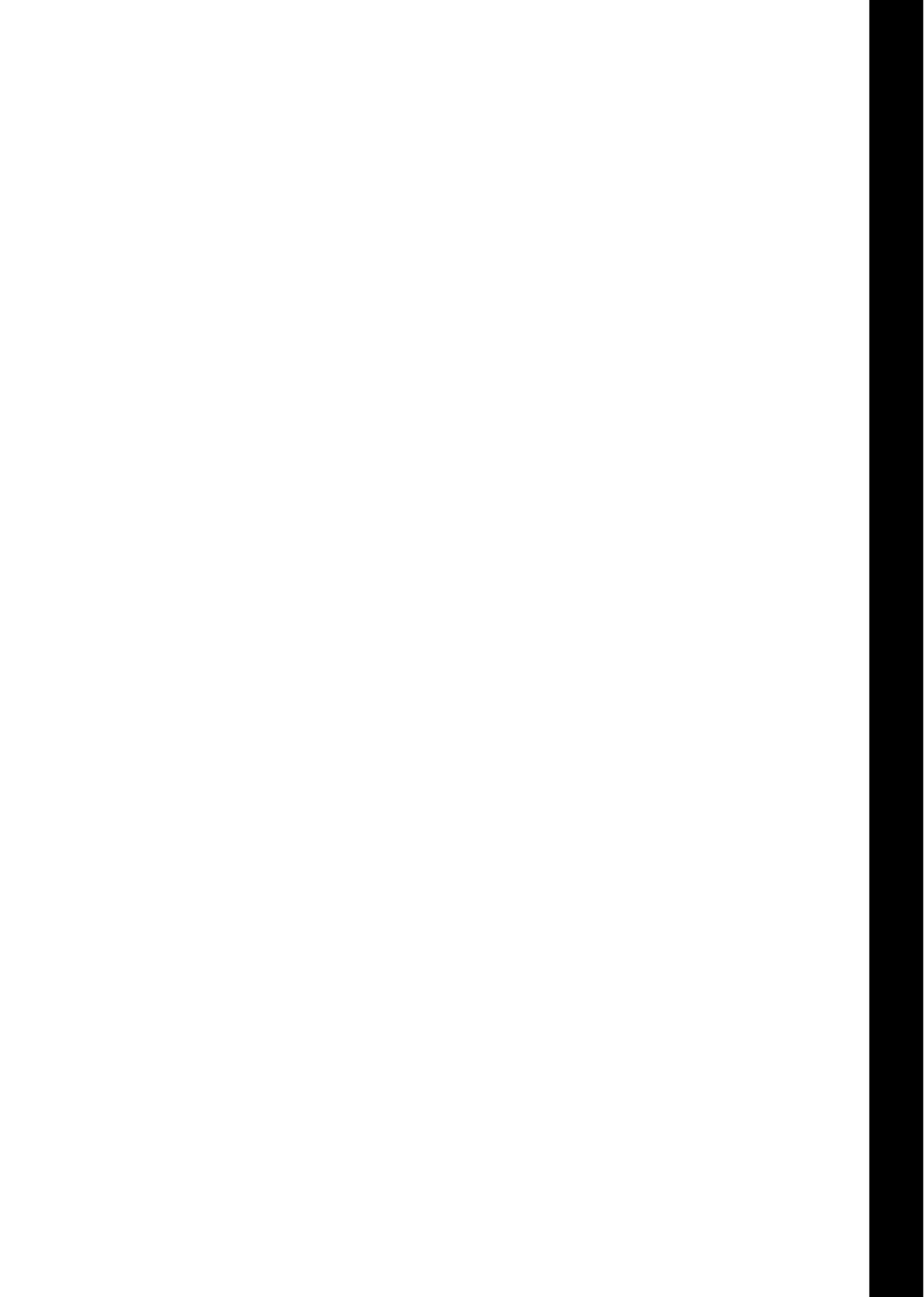


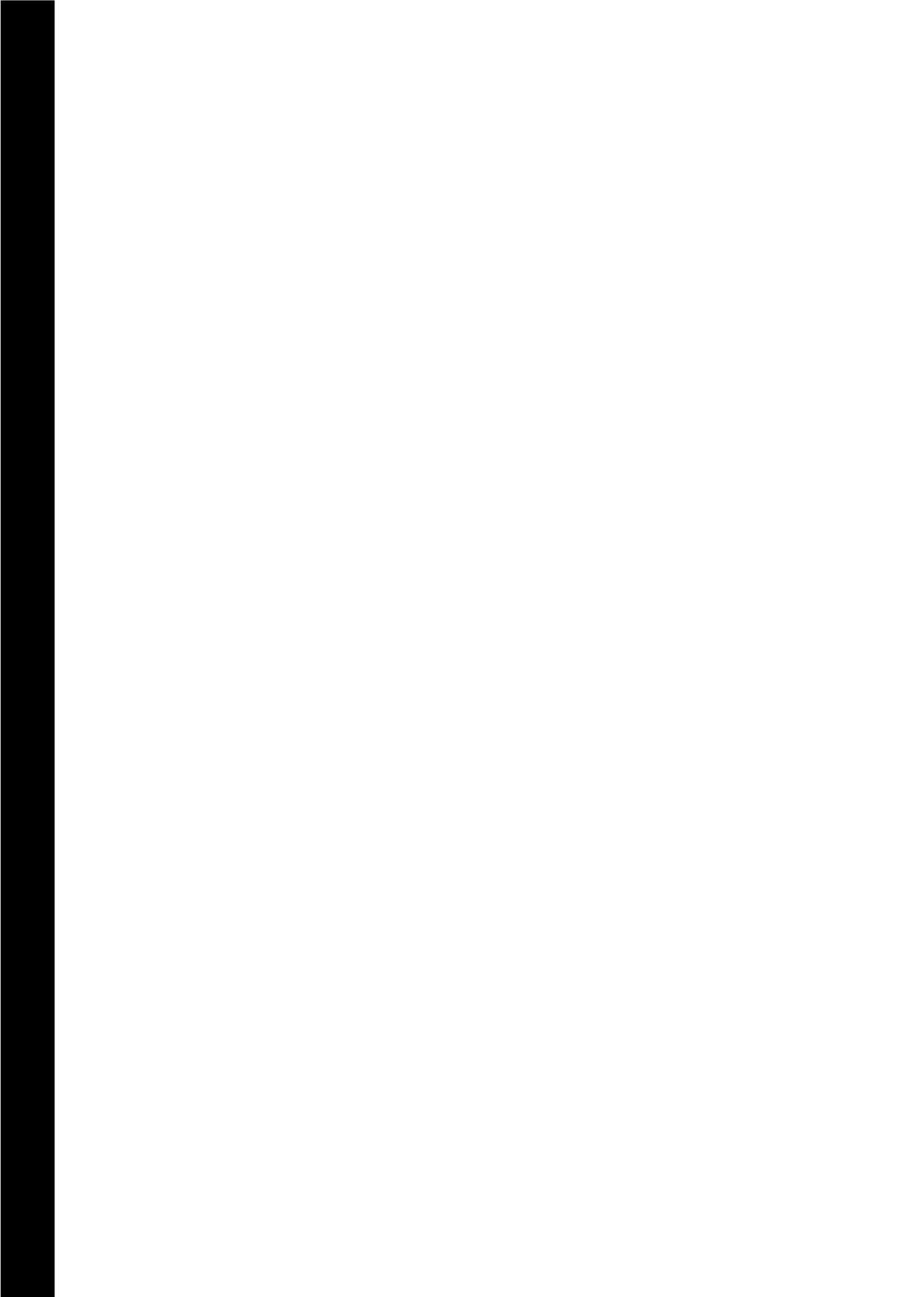


## 目 次

I. 委員会による議論・検討 .....	1
1. 第1回委員会 .....	1
2. 第2回委員会 .....	2
3. 第3回委員会 .....	3
II. 広報戦略ワーキンググループによる議論・検討 .....	4
1. 準備ワーキンググループ .....	4
2. 第1回ワーキンググループ .....	5
3. 第2回ワーキンググループ .....	6
4. 第3回ワーキンググループ .....	7
III. ヒアリング調査 .....	8
1. ヒアリング対象 .....	8
2. ヒアリング結果 .....	10
IV. 自走の実証研究およびリーガルサポートの提供 .....	13
1. 新素材編 .....	13
2. AI 編 .....	18
3. 大学編 .....	25
V. モデル契約書の広報戦略の実証（セミナー等開催）に関する調査 .....	31
1. セミナー・パネルディスカッションの実施 .....	31
2. ワークショップの実施 .....	70
(参考) モデル契約書の認知度 .....	72
VI. モデル契約書の関連コンテンツ（ファクトブック、パンフレット等）の作成/改訂等 .....	73
1. マナーブック（ファクトブック）の検討プロセス .....	73
2. マナーブック（ファクトブック）成果物 .....	75
3. パンフレット改訂内容 .....	77







## I. 委員会による議論・検討

委員会は、3回に渡って開催した。広報戦略ワーキンググループにおいて議論した広報戦略やコンテンツ作成の方向性の検討・承認、自走事業者と協働したモデル契約書改訂の方向性についての検討、その他成果物の作成方針の検討を行った。

### 1. 第1回委員会

日時：令和4年9月15日（木）

場所：特許庁9階会議室、TeamsによるWeb会議

議題：

#### 1. 開会

#### 2. 委員からのご挨拶

#### 3. 議事

(1) 本事業の全体像と委員会の位置づけについて

(2) 広報戦略ワーキンググループ 準備ワーキンググループ会合の報告

広報戦略ワーキンググループ設置の承認

広報戦略方針の検討結果のご共有

①広報戦略を通して目指すべき将来像について

②本年度の広報戦略の実証の方向性と第1回のセミナー・パネルディスカッションの方向性について

(3) 自走の実証研究実施方針の検討

(4) ファクトブック（仮）の作成とヒアリング調査方針の検討

(5) 今後のスケジュール・その他事務連絡

#### 5. 閉会

配布資料：

資料1 議題

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

## 2. 第2回委員会

日時：令和5年1月11日（水）15:00～17:00

場所：特許庁9階会議室、TeamsによるWeb会議

議題：

1. 開会

2. 議事

(1) 事業の全体像および前回の委員会の振り返り

(2) 広報戦略ワーキンググループの活動報告

(3) 自走の実証研究に関するご議論

(4) 次年度以降の体制に関する議論方針の検討

(5) 今後のスケジュールの共有・事務連絡

5. 閉会

配布資料：

資料1 議題

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

参考資料 各編逐条解説

### 3. 第3回委員会

日時：令和5年2月20日（月）14:00～16:00

場所：特許庁9階会議室、TeamsによるWeb会議

議題：

1. 開会

2. 議事

(1) 前回の委員会の振り返り

(2) 広報の実証結果のご共有

(3) 自走の実証研究に関するご議論

(4) 今年度事業で作成するコンテンツに関するご議論

(5) 今後のスケジュールの共有・事務連絡

5. 閉会

配布資料：

資料1 議題

資料2 委員名簿

資料3 説明資料

参考資料 各編逐条解説

参考資料 マナーブックレイアウト案

参考資料 ワークショップ資料（イントロ資料、ロールプレイ資料）

## II. 広報戦略ワーキンググループによる議論・検討

モデル契約書の普及・定着に向けた広報戦略について検討する会議体として、委員会とは別に広報戦略ワーキンググループを設置した。準備ワーキンググループと合わせて計4回開催し、目指すべき将来像の設定、将来像の実現に向けた KPI やターゲティングの検討を行うとともに、具体的なセミナー等広報戦略の実証野内容や、コンテンツの作成・改訂の方向性の検討を実施した。

### 1. 準備ワーキンググループ

日時：令和4年8月31日（水）13:00～15:00

場所：Teams による Web 会議

議題：

1. 開会
2. ワーキンググループメンバーからのご挨拶
3. 座長選任
4. 議事
  - (1) 本事業の全体像と広報戦略ワーキンググループの位置づけについて
  - (2) 本事業で実施する広報戦略の方針の検討・決定
    - ① 目指すべき将来像について
    - ② 本年度の広報戦略の実証の方向性と第1回のセミナー・パネルディスカッションの方向性について
    - ③ 各セミナー等において実施するアンケートについて
  - (3) 既存コンテンツの評価と修正の方向性の検討
  - (4) 今後のスケジュール・その他事務連絡
5. 閉会

配布資料：

資料1 議題

資料2 広報戦略ワーキンググループメンバー名簿

資料3 説明資料

参考資料 モデル契約書パンフレット一式

## 2. 第1回ワーキンググループ

日時：令和4年10月27日（木）15:00～17:00

場所：Teams による Web 会議

議題：

1. 開会
2. 座長選任
3. 議事
  - (1) 前回の議論の振り返り・広報戦略 WG の位置づけの再確認
  - (2) 実証の結果に関する報告
  - (3) 目指すべき将来像と KPI に関する議論
  - (4) 次回の実証に関する報告
  - (5) ファクトブック（仮）とパンフレットの方向性に関する議論
  - (6) 「ロゴマーク」に関する議論
4. 閉会

配布資料：

資料1 議題

資料2 広報戦略ワーキンググループメンバー名簿

資料3 説明資料

参考資料 モデル契約書パンフレット一式

### 3. 第2回ワーキンググループ

日時：令和4年12月14日（木）14:00～16:00

場所：特許庁本庁舎9階会議室・TeamsによるWeb会議

議題：

1. 開会

2. 議事

(1) 事業の全体像および前回のWGの振り返り

(2) 広報の実証結果のご共有と今後の実証について

(3) 本事業で作成するコンテンツに関する議論

(4) ロゴマークのご紹介とモデル契約書の「通称」に関する議論

3. 閉会

配布資料：

資料1 議題

資料2 広報戦略ワーキンググループメンバー名簿

資料3 説明資料

資料4 マナーブックレイアウト案

参考資料 モデル契約書パンフレット一式

#### 4. 第3回ワーキンググループ

日時：令和5年2月15日（水）14:00～16:00

場所：(株)野村総合研究所 29階会議室・TeamsによるWeb会議

議題：

1. 開会
2. 議事
  - (1) 前回のWGの振り返り
  - (2) 広報の実証結果のご共有
  - (3) 本事業で作成するコンテンツに関する議論
  - (4) 次年度以降の広報活動に関するご議論
3. 閉会

配布資料：

資料1 議事次第

資料2 広報戦略ワーキンググループメンバー名簿

資料3 説明資料

参考資料 マナーブックレイアウト案

参考資料 「モデル契約書」ロゴマーク使用要領

### III. ヒアリング調査

今年度事業の広報物の作成のためのインプットとして、大企業、スタートアップ、スタートアップ支援者、大学に対するヒアリングを 20 件実施した。ヒアリング調査にあたっては、調査対象先との連絡調整、ヒアリングの実施、ヒアリング時のメモ取り、議事録の作成、分析作業を実施した。

#### 1. ヒアリング対象

スタートアップ 5 社、オープンイノベーションに取り組んでいる事業会社 10 社、VC 2 社、アクセラレーター 1 社、弁理士 1 名、弁護士 1 名に対してヒアリングを実施した。ヒアリングを実施した組織は、以下の通り。

図表 1：ヒアリングを実施した組織

分類	組織
スタートアップ	A 社
	B 社
	C 社
	D 社
	E 社
事業会社	F 社
	G 社
	H 社
	I 社
	J 社
	K 社
	L 社
	M 社
	N 社
	O 社
VC	P 社
	Q 社
アクセラレーター	R 社
弁理士	S 様

弁護士	T 様
-----	-----

## 2. ヒアリング結果

上記のヒアリング先組織へのヒアリング結果は、以下の通り。主にスタートアップと事業会社間でのOIで発生する課題、それらを解決するために意識しているポイント等について後述のマナーブックにて取りまとめた。

図表 2：ヒアリング結果の概要

OIにおいて意識しているポイント			ヒアリングの声
事業会社・スタートアップ双方	1	事業会社とスタートアップ間での意思決定スピードの差を考慮し、なるべくスピード速く対応できるよう努力している	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定に時間がかかる面もあるが、どのような社内調整・決裁プロセスで進めるべきか、そのためにはどのような準備が必要か、を事前に整理している。(事業会社)</li> <li>スタートアップは、交渉が長引くことにより資金がショートする可能性がある。事業会社にとっては通常と感ずる交渉期間もスタートアップにとっては致命的であることも考えられ、素早い意思決定が求められる局面があります。(弁理士)</li> </ul>
	2	OIの具体的な取組を始める前に、自社の譲れないビジョンや、OIに取り組む目的を社内で整理し、双方で共有することが重要である	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的(やりたいこと)・意識(やること)・期待値(将来やりたいこと)の認識を揃えることができれば、取組みはまずはスムーズに進めることができる。(アクセラレーター)</li> </ul>
	3	「双方の事業価値の総和の最大化」を共通の判断基準にし、お互いに協議することでスムーズに交渉が進められる	<ul style="list-style-type: none"> <li>「その技術が生み出す社会価値を最大化」することで合意すると、全てが新しい取組であり、前例に則った判断ができないオープンイノベーションの取組において、新しい判断基準となり、スムーズに交渉が進む。理念は、取組をしている間に忘れられがちであり、打ち合わせの資料に毎回記載するなど、お互いに適宜見返すことが重要。(スタートアップ)</li> </ul>

OIにおいて意識しているポイント		ヒアリングの声
スタートアップ	事業貴社と対等に交渉するには、法務リテラシーの向上が必要である	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタートアップ側が強い意志を持って受託形式を避けることが必要。スタートアップ側の基本的なリテラシーが足りていない印象もある。(弁理士)</li> </ul>
	合意した内容を詳細に契約書に落とすように意識している	<ul style="list-style-type: none"> <li>「事業会社側で人事異動があった際にも困らないように、合意した内容を契約書に落とさせてほしい」と理由を立てて契約書の詳細化を進めている。(スタートアップ)</li> <li>「別途協議」といった記載はスタートアップにとってはリスクであるため、細かく契約書に落とすよう意識している。(スタートアップ)</li> </ul>
	事業会社側に依存せず、対等に交渉ができる交渉力を持つ状況を整えることが重要である	<ul style="list-style-type: none"> <li>目の前の企業・選択肢にこだわらずに、第二候補を見つけておくことが重要。一社しか選択肢を持っていないと、交渉力が弱まり、相手に対して依存する関係になってしまう。(スタートアップ)</li> </ul>
事業会社	事業創造をするインセンティブ設計が重要である	<ul style="list-style-type: none"> <li>大企業の中では出世をすることがインセンティブとなっており、出世という観点では事業創造するインセンティブがない。(アクセラレーター)</li> </ul>
	OI 担当部門自身が新規事業を主体となって実施する裁量権があると OI を進めやすい	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社に組み込めそうな技術を持つスタートアップを見つけた時に、事業部側が連携に前向きではない場合は、新規事業開発部が主体となり事業を起こすというオプションを持っているため、オープンイノベーションを自信をもって進められる。(事業会社)</li> </ul>

OIにおいて意識しているポイント		ヒアリングの声
	法務・知財部も OI に貢献するために動くことが重要である	<ul style="list-style-type: none"> <li>法務部・知財部も事業に貢献することが前提にあり、どうすればイノベーションを支援できるか、を念頭にオープンイノベーションの体制に入りにしている。(事業会社)</li> <li>知財部門としてリスク管理を徹底しつつも、パートナーと相互に尊重し合い共創を促進する知財安全圏を作ることがオープンイノベーションにおける知財部門の役割と考えている。(事業会社)</li> </ul>
	連携相手、社内の別部門へのリスペクトが前提にあるべきである	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携相手、社内のステークホルダーに対するリスペクトを持ってコミュニケーションをとるように意識している。(事業会社)</li> <li>大企業の社員は似たような思考を持った同質性の塊ともいえ、大企業側が持っていない知見をスタートアップは持っていることをリスペクトする風土は、社内に作っていききたい。(事業会社)</li> </ul>
	スタートアップファーストで取組むことで、自社にとっても最終的にメリットがあると考えている	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタートアップファーストの精神で相手企業に利益があるにはどうすれば良いかを考えながら取り組むことにより、結果的に自社のブランディングにも繋がる。そうすると自然とよい案件が自社に集まってくるようになるため、長期的に自社の利益がある。(事業会社)</li> </ul>
	契約書の交渉の前に、ビジネスとしての合意を行うように意識している	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジネスとしてどのようなアライアンスを組めば両者にメリットがあるかについて合意してから契約に落とすことが重要。ハイレベルで目的が共有されている案件は、疑心暗鬼にならずにスムーズに折衝が進む。(事業会社)</li> </ul>

## IV. 自走の実証研究およびリーガルサポートの提供

自走事業者として VC3 社を選定し、事務局弁護士同席のもと、モデル契約書の改訂に関するミーティングを実施した。また、各 VC が支援するスタートアップ等へのヒアリングを実施し、オープンイノベーションの現場における課題の把握を行った。

### 1. 新素材編

#### (1) 実施概要

新素材編の自走の実証研究においては、全 3 回の VC とのミーティングと、VC が支援するスタートアップへのヒアリングを 2 件実施した。また、第 1 回のミーティングの前に、VC が支援するスタートアップを対象としたアンケートを実施し、オープンイノベーションにおける課題等について整理した。

#### (2) 各ミーティングの概要

各ミーティングの概要は以下の通り。

図表 3：各ミーティングの概要

分類	日時	主な議題
第 1 回	令和 4 年 11 月 1 日 (火) 15 : 00 ~ 16 : 30	<ul style="list-style-type: none"><li>自走の実証研究の趣旨の説明</li><li>モデル契約書新素材編の説明</li><li>スタートアップが抱える OI の契約交渉における課題について</li><li>課題を踏まえたモデル契約書のアップデートの可能性・方向性について</li><li>今後のスケジュールについて</li></ul>
第 2 回	令和 4 年 12 月 15 日 (木) 17 : 00 ~ 18 : 00	<ul style="list-style-type: none"><li>第 1 回ミーティングを踏まえたモデル契約書改訂案に関するご議論</li></ul>
第 3 回	令和 5 年 3 月 3 日 (木) 10 : 00 ~ 11 : 00	<ul style="list-style-type: none"><li>第 2 回ミーティング及び委員会における議論を踏まえたモデル契約書改訂案に関するご議論</li><li>モデル契約書の普及・定着に関するご議論</li></ul>

また、第1回ミーティング後には、自走事業者であるVCが支援するスタートアップ2社に対して、VC同席のもとで各30分ずつオープンイノベーションにおいて抱えている課題等についてヒアリングを実施した。

### (3) モデル契約書新素材編改訂のポイント

自走の実証研究を通して、本契約書で改訂すべきとされた主なポイントは、以下の通りである。

図表 4：新素材編 NDA の改訂方針

自走事業者との議論等で指摘された意見等	改訂における対応方針
<p>はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本モデル契約書は有力なコア技術を有し、その適用先を広く探索することを事業戦略に織り込んでいたスタートアップにとって広く適用可能である。</li> <li>副題に「新素材編」と記載していることで、素材ベンチャーにしか適用できないかのような印象を与えていることが「もったいない」との指摘があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(解説に追記) NDA の想定シーンを説明する「前文」の前に、「はじめに」を設け、本契約書の適用対象が新素材を取り扱うSUのみに限定されるものではない旨、追記した。</li> </ul>
<p>第2条 (秘密保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>秘密管理の方法として、クラウドを活用し、紙媒体に秘密情報を印刷しないようにしつつあるとの意見があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(解説に追記) 経済産業省「営業秘密管理指針」や個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」を引用し、秘密管理の方法をポイントとして記載。</li> </ul>
<p>第10条 (期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者へのヒアリングにおいて、NDAで頻繁に問題なのは契約期間・残存期間との意見をいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(解説に追記) 秘密保持契約については、一元的に管理し、いつまで義務が継続するのか分かりやすく整理しておくべき旨、解説に追記した。</li> </ul>

図表 5：新素材編 PoC 契約の改訂方針

自走事業者との議論等で指摘された意見等		改訂における対応方針
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリングにおいてフィージビリティスタディを実施する際に、一般的な契約ではなく、スタートアップが事前に定めた約款に同意する旨を、連携先である事業会社等が署名し、差し入れる形式をとるケースも存在する旨指摘を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(解説に追記) PoC を実施する際の契約方式における、モデル契約以外のパターンの紹介として、前文に「コラム」を設け、紹介することとした。</li> </ul>
第 6 条 (共同研究開発契約の締結)	<ul style="list-style-type: none"> <li>PoC から共同研究開発に移行するにあたって、スタートアップと大企業と意思決定のスピードの違いをスタートアップ側が認識しておらず、問題となるケースが多い旨指摘を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(解説に追記) 参照したスタートアップやその支援者が事前に認識できるように、解説内に「コラム」として「スタートアップと大企業の意思決定プロセスの違い」を記載した。</li> </ul>
第 9 条 (本報告書等の知的財産権)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約交渉に入る前に、自社のビジネスモデルの整理とこれに基づく知財戦略を構築しておかなければ、自社の今後のビジネス展開にマッチした契約書の議論ができないため、契約書の解説等に盛り込めないか、ご意見いただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(解説に追記) スタートアップやその支援者が知財戦略の重要性を認識できるように、「知財戦略を事前に検討しておくことの重要性」について、第 9 条内にコラムとして記載した。</li> </ul>

図表 6：新素材編共同研究開発契約の改訂方針

自走事業者との議論等で指摘された意見等	改訂における対応方針
<p>第7条 (知的財産権の帰属および成果物の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 共有とする場合の実施許諾について同意条項を設ける際に「正当な理由」がない限り認める、といった整理をすることが多いが、この「正当な理由」が何であるのかでもめることが多いという指摘を受けた。</li> <li>• 知財の帰属の整理の仕方として、SU側への単独帰属だけでなく、相手方のバックグラウンドIPに基づいて生じたものは共有とする（※それ以外はSUの単独帰属とする）パターンも現実的には多い旨指摘を受けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 第7条の解説内に、共有にせざるを得ない場合、同時条項を盛り込む際に「正当な理由」が何であるのかあらかじめ具体化し、合意しておく必要がある旨記載する。</li> <li>• (解説に追記) 第7条のコラム「知的財産権を一方当事者に単独帰属させるパターン以外のバリエーション」において、ある領域は一方当事者に単独帰属、また別の領域は他方当事者に単独帰属、その他は共有するといった整理もありうる旨追記した。</li> </ul>
<p>第14条 (第三者との競合開発の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 相手先の市場でのシェア等パワーバランスによって自社ビジネスに最も利益となる形態は何か判断する必要がある旨コメントいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 第14条のコラム「競業避止の範囲」において、競業避止義務を課される場合に相応の対価を求めるべきであること、残存条件の確認が必要であることを追記した。</li> </ul>

図表 7：新素材編ライセンス契約の改訂方針

自走事業者との議論等で指摘された意見等		改訂における対応方針
第 4 条 (本製品 2 に関するライセンス料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• IPO を目指すスタートアップのマネタイズという観点では、ライセンス料よりも、新素材を製造しその販売代金をもらう方が適している場合も多いという意見をいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 第 4 条のコラムとして、スタートアップの事業戦略によっては、新素材の製造をスタートアップ側が担う方が望ましい場合もある旨記載した。</li> </ul>
第 10 条 (協議解決)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者ヒアリングにおいて協議解決条項が実際に役に立った旨コメントいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) モデル契約書 ver.2.0 においては、詳細な解説を記載していないため、ヒアリングを踏まえて同行条項のメリットを明記する。</li> </ul>

## 2. AI 編

### (1) 実施概要

AI 編の自走の実証研究においては、自走事業者である VC 同席のもとスタートアップへのヒアリング 4 件と、VC とのミーティングを 2 回実施した。スタートアップへのヒアリングは、VC と本格的な議論に入る前の課題把握の場として活用した。全 4 件のヒアリングをもって、第 1 回のミーティングと整理している。

### (2) 各ミーティングの概要

図表 8：各ミーティングの概要

分類	日時	主な議題
第 1 回 ※4 社ヒア リング	令和 4 年 10 月 17 日 (月) 14 : 00 ~ 14 : 30	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現在取り組んでいる、または取り組んだ経験があるオープンイノベーションの取組の概要</li><li>• オープンイノベーションにおける課題の詳細<ul style="list-style-type: none"><li>• データの提供の形式</li><li>• 精度の保証</li><li>• PoC からの共同研究開発への移行</li><li>• 権利の帰属</li></ul></li></ul> 等
	令和 4 年 10 月 17 日 (月) 15 : 00 ~ 15 : 30	
	令和 4 年 10 月 24 日 (月) 10 : 00 ~ 10 : 30	
	令和 4 年 10 月 24 日 (月) 10 : 30 ~ 11 : 00	
第 2 回	令和 4 年 12 月 7 日 (水) 15 : 00 ~ 16 : 30	<ul style="list-style-type: none"><li>• 第 1 回ミーティング (4 社ヒアリング) を踏まえた、モデル契約書改訂版に関する議論</li></ul>

分類	日時	主な議題
第3回	令和5年2月16日（木）18：00～19：20	<ul style="list-style-type: none"><li>第2回ミーティング及び委員会における議論を踏まえたモデル契約書改訂版に関する議論</li></ul>

### (3) モデル契約書材 AI 編改訂のポイント

AI 編の NDA 契約については、VC から反社条項を盛り込む旨意見をいただいたが、全ての編の契約に共通することや、他の条項と比較したときの重要性の観点から、AI 編の NDA 契約には記載しないこととした。

図表 9：反社条項の条文例（AI 編 NDA 契約において議論）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在において、自己が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲又は乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合、何等の催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. 甲又は乙は、前項に基づく解除をした場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の義務及び責任を負わないものとする。
5. 第 3 項に基づく解除は、甲又は乙が行う相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

図表 10 : AI 編 PoC 契約の改訂方針

自走事業者との議論等で指摘された意見等	改訂における対応方針
<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者側は PoC についてミニ開発のような認識を持っていることも多く、学習済モデルのプロトタイプのような成果物を求められるといった事態に陥るおそれもあり、契約の前に事前に認識合わせをする必要があることを SU、VC は理解しておく必要がある旨指摘いただいた。</li> <li>• また、PoC を経ずに契約を進める場合も多い旨ご指摘いただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) PoC 契約書の前文に、事前の認識合わせの重要性について追記した。また、スタートアップと事業者の共同開発において、必ずしも PoC が必須ではない旨追記した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• PoC を自ら行い、データ収集を行っているスタートアップの事例を紹介いただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) PoC の実施パターンのユニークな例として、前文にコラムとして追記した。</li> </ul>

図表 11：AI 編共同研究開発契約の改訂方針

自走事業者との議論等で指摘された意見等		改訂における対応方針
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 連携相手先の上層部より「委託契約」の形式をとるよう要求されたが、AI のモデリングに絡む知財については、SU 側に帰属させ、その他の部分を相手先に帰属させる形で落としどころを見つけた SU の事例を VC に紹介いただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 相手先から提示される契約のタイトル</li> <li>• 形式によらず、自社のビジネスモデルを考慮し、創出された知財の寄与度や活用方法を鑑みて帰属について交渉すべき旨、「はじめに」の「契約の内容 (ソフトウェア開発委託契約か共同研究開発か)」部分に補記する。</li> </ul>
第 6 条 (各自の義務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業会社から請負契約や完成義務等を強く求められる場合も多く、そうした場合は、例えば、ルールベースでの処理を行うシステム部分と、機械学習技術を用いて開発される AI モデル部分に対象を分けて交渉することも可能ではないか、とのご意見をいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 事業会社から請負契約や、完成義務等を求められた際の交渉の一手段として、ルールベースでの処理を行うシステム部分と、機械学習技術を用いて開発される AI モデル部分に分けて交渉する方法を、完成義務の取り扱いについて記載している第 6 条 (各自の義務) の解説に補記する。</li> </ul>
第 17 条 (本件成果物等の著作権の帰属)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• データの提供等だけでは、発明の創出に寄与しないことを、事業会社にも理解してもらうような記載を設けるべき旨、ご意見をいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 第 17 条の解説において、事業会社の貢献が、単なるデータの提供、場所、研究設備の提供や業務の補助など発明に寄与しない行為に留まる場合は、著作権がスタートアップに単独で帰属する旨記載した。</li> <li>• (条文オプション作成) 成果物等に関する著作権について共有とすることを求められた場合の条項を設け、データを提供しただけでは貢献と認めない旨記載した。</li> </ul>

自走事業者との議論等で指摘された意見等	改訂における対応方針
<p>第 18 条 （本件 成果物 等の特 許権等 の帰属）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 知財の帰属交渉で頻繁に直面するパターンとして、特定の事業領域で事業会社の独占的利用権を認めることで、知的財産権について有利な合意を引き出す手法について共有いただいた。</li> <li>• ここで重要であるのは共同研究開発契約と同時に、その後の独占利用・販売に関する契約を結ぶこと、との意見もいただいた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• （解説に追記）コラムとしていただいた意見を「知的財産権の帰属に関する交渉」として追記した。</li> </ul>

図表 12：AI 編利用契約の改訂方針

自走事業者との議論等で指摘された意見等	改訂における対応方針
<p>想定シーンの解説 (利用条件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 独占的利用を事業会社から求められた場合の対処法として、独占的な利用許諾による SU が失う利益を示し、非独占的な利用許諾と比較した料金を示す方法についてご提示いただいた。</li> </ul>
<p>第 8 条 (サービス利用料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 第 8 条におけるコラムにおいて、モデル契約書で想定している利用料金体系とは異なるパターンとして追記する。</li> </ul>
<p>第 12 条 (非保証および免責)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業会社から精度保証を求められ、応じざるを得ない場合も多い旨ご意見いただいた。その場合は、精度を満たすための前提条件を詳細に設定することで、受けいれているとのこと。</li> <li>• また、VC からは利用契約の対象ごとに (例：システム部分と AI モデル部分等) 精度保証の有無を切り分ける方法も紹介された。</li> </ul>
<p>第 15 条 (解除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (解説に追記) 競業避止を求められた場合の対処法について、期間を最大限短くすることや、ブラックリスト方式をとることで対象を限定するべき旨、コラムとして第 15 条の解説に追記した。</li> </ul>

### 3. 大学編

#### (1) 実施概要

大学編の自走の実証研究においては、全3回のVCとのミーティングと、大学へのヒアリングを1件、事業会社へのヒアリングを1件、コンソーシアム代表者へのヒアリング1件を実施した。3件のヒアリングをもって、第2回のミーティングを60分に短縮している。また、第1回のミーティングの前に、VCが支援するスタートアップを対象としたアンケートを実施し、オープンイノベーションにおける課題等について整理した。

#### (2) 各ミーティングの概要

各ミーティングの概要は以下の通り。

図表 13：各ミーティングの概要

分類	日時	主な議題
第1回	令和4年 10月26日(水) 15:00～ 16:30	<ul style="list-style-type: none"><li>自走の実証研究の趣旨の説明</li><li>モデル契約書新素材編の説明</li><li>スタートアップ・起業準備中の研究者と大学のOIの契約交渉における課題について<ul style="list-style-type: none"><li>独占実施権の期間</li><li>チェンジオブコントロール条項</li><li>義務の不履行</li><li>国立大学からの独占的実施権の確保、ライセンス料</li><li>特許権の整理</li></ul></li><li>課題を踏まえたモデル契約書のアップデートの可能性・方向性について</li><li>今後のスケジュールについて</li></ul>
第2回	令和4年 12月20日(木) 18:00～ 19:00	<ul style="list-style-type: none"><li>第1回ミーティング、ヒアリングを踏まえたモデル契約書改訂案に関するご議論</li></ul>

分類	日時	主な議題
第3回	令和5年 2月13日(木) 18:00~19:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第2回ミーティング及び委員会における議論を踏まえたモデル契約書改訂案に関するご議論</li> <li>• モデル契約書の普及・定着に関するご議論</li> </ul>

また、第1回ミーティング後には、自走事業者であるVCが支援するスタートアップ2社に対して、VC同席のもとで各30分ずつオープンイノベーションにおいて抱えている課題等についてヒアリングを実施した

### (3) モデル契約書材大学編改訂のポイント

自走の実証研究を通して、本契約書で改訂すべきとされた主なポイントは、以下の通りである。

図表 14：共同研究開発契約（大学と事業会社の OI）の改訂方針

ヒアリング等で指摘された意見等		改訂における対応方針
第 8 条 (知的財産権等の帰属および成果物の利用)	共同研究開発の前段階の協働として、技術指導契約の活用を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（解説に追記）<u>実質的に共同研究開発契約と同等の内容になる懸念点を指摘しつつ、「目ぼしい知的財産の発生が見込まれない取り組みである」という認識を前提に成果物についての知的財産の権利帰属の枠組みをシンプルにすることで交渉コストを軽減することが可能なオプションとして技術指導契約の活用を提示した。</u></li> </ul>
	「事業会社が知財に関する実施料の負担や買取を認めない場合は、大学が第三者にライセンスすることを認める」という条項を設けていたが、事前の想定に反して、電機系の企業がほとんどの場合でこの条項を活用することが多く、電機会社には事前に買取いただくよう依頼している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（解説に追記）大学が共同研究開発のパートナーたる企業以外のライセンス先を探すことが容易ではない場合に備え、<u>大学から企業側に大学側の知的財産権の共有持分の当初からの買取が提案される場合もある旨を記載した。</u></li> </ul>

図表 15：コンソーシアム契約（大学と事業会社の OI）の改訂方針

ヒアリング等で指摘された意見等	改訂における対応方針
前文	<p>運営規則等で知財の取扱いについて整備されておらず、同一コンソーシアムに競合他社が参加している場合も多いため、技術のコアを扱うような取組を行うことが難しい、ネットワーキングが主な参加趣旨の場合もある。</p>
	<p>（解説に追記）コンソーシアム参画の目的が多様であることを説明している箇所に、<u>ネットワーキングも目的の一つとして追記した。</u></p>
	<p>（解説に追記）委員会での「コンソーシアム内で活用しない成果は外にも提供可能とすべき」「コンソーシアムに参加者に参加したことによる優遇を設けるのも一案」「成果が公表されるとしても、自社内にはない知見やコネクションを獲得できるなど、国プロに参画するメリットがある。成果が公表されるまでに先行者利益を享受しているという考え方もできる」という指摘にも触れつつ、<u>①コンソーシアム内で生まれた成果について、コンソーシアム内で活用可能か検討し、②必要なものと判断されるものについては、コンソーシアム参加企業が一定期間独占することを認め、このことにより、コンソーシアム参加企業のメリットを確保する。また、必要と判断されたものについても、正当な理由なく長期間実施されないものについては、独占を解除する。③不要と判断されたものについては、一定期間の独占も設定せずにコンソーシアム外の第三者にも提供可能とする、</u>といった対応を追記した。</p>

ヒアリング等で指摘された意見等		改訂における対応方針
第3条 (協議 会等の 設置)	コンソーシアムの形式として、 契約主体となれることと、公平 性を重視し、一般社団法人を選 択したケースがある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（解説に追記）<u>一般社団法人を選択する際の背景として考慮可能な内容を、現行版のモデル契約書の解説の中で一般社団法人に言及している下記の箇所に追記した。</u></li> </ul>
第16条 (情報 の開示)	コンソーシアムに複数企業が参 加していることを踏まえ、権利 関係に配慮し、複数あるテーマ 間で情報統制を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（ポイントに追記）コンソーシアム内に競合他社が存在することにより、<u>ノウハウを開示しない選択がされる場合がある旨を紹介する中で、実際に実施されている工夫として紹介した。</u></li> </ul>

図表 16：ライセンス契約（大学と大学発ベンチャーのOI）の改訂方針

ヒアリング等で指摘された意見等		改訂における対応方針
第5条 (対価)	大学の契約ひな型では、対象の 技術がアカデミアのものであり 開発段階であることを踏まえて ライセンス料を設定しないこと も多く、代理人費用などの実費 額に加えて、新株予約権を用い て知財を売却した事例がある。	<ul style="list-style-type: none"> <li>（解説に追記）新株予約権を用いた特許譲渡の対価支払いにおける大学側のメリットとして、<u>大学がランニングロイヤリティの支払額が適正か否かを検証する手段がスタートアップからの自己申告以外に存しないという事態にも陥りかねないところ、そういった弊害を回避することができるという点を追記した。</u></li> </ul>

図表 17：共同研究開発契約（大学と大学発ベンチャーのOI）の改訂方針

ヒアリング等で指摘された意見等		改訂における対応方針
<p>第7条 （知的 財産権 等の帰 属およ び成果 物の利 用）</p>	<p>新株予約権を用いた知財の大学 共有分の買取について、買取時 の具体的な条件の記載がないた め、実務の際に活用が難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（解説に追記）委員会での「新株予約権の発行という形式で、当該共同研究の成果の共有持ち分の譲渡を受けられる状態にすることが1つのメリットである」「契約締結時に詳細が決まっていない場合も、発行要領を契約締結直後に調整することも想定した記載にすべきある」という指摘に加え、VCによる「発行する株式数に対する割合で対価を設定する方が本質的である」という指摘を踏まえ、<u>経済産業省「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き 知的財産権のライセンスに伴う新株予約権の取得を中心に」</u>にも言及しつつ、<u>新株予約権の数（割合）が定まっていな</u><u>いとスタートアップが不確実性にさらされ、投資家等からネガティブに評価されるリスクがあるため、双方のために極力避けるべきであり、大枠だけでも認識を揃えておくことが望ましい旨を追記した。</u></li> </ul>

## V. モデル契約書の広報戦略の実証（セミナー等開催）に関する調査

広報戦略ワーキンググループにおける議論を踏まえて、セミナー・パネルディスカッション計6回及び、ワークショップ計2回を実施した。セミナー・パネルディスカッションは、行政・VC等オープンイノベーションの支援者、事業会社の知財・法務部門、事業会社のオープンイノベーション担当部署等ターゲットを設定した。また、ターゲット・テーマに応じて、スタートアップ経営者、弁護士、事業会社の知財部門、アクセラレーター等、オープンイノベーションに深い知見と持つ様々な有識者・専門家に登壇いただいた。

ワークショップは、主にスタートアップを対象として、事業会社との交渉ロールプレイを通して、契約交渉におけるポイントを啓発することを目的として実施した。シナリオ作成にあたっては、モデル契約書新素材編における想定シーンを活用しつつ、市場情報や事業会社からのコメント等周辺情報を整理し、実際の交渉を体感できるよう工夫した。

### 1. セミナー・パネルディスカッションの実施

#### (1) 実施概要

図表 18：セミナー・パネルディスカッションの概要

タイトル	日時	主なターゲット
「オープンイノベーション価値最大化の契約書とは」※	2022年9月27日(火) 13:45～14:20	オープンイノベーションの関係者全般
しくじり事例に学ぶ！オープンイノベーションにおけるスタートアップ支援の必勝法	2022年10月20日(木) 14:00～15:00	オープンイノベーションの支援者（行政、VC、士業等） その他事業会社・スタートアップ
オープンイノベーションにも「お作法」あり！大企業-スタートアップ連携における重要ポイントとは	2022年12月9日(金) 17:30～18:30	事業会社の知財・法務担当 事業会社のオープンイノベーション担当
オープンイノベーション完全攻略！～目指すべきオープンイノベーションの姿と実践のポイント～	2022年12月21日(水) 13:30～14:30	事業会社のオープンイノベーション担当 事業会社の知財・法務担当

タイトル	日時	主なターゲット
公取委と弁護士が語る！ "公正さ"と"事業価値の最大化"を両立する オープンイノベーションにおける取引・契約の実践ポイント	2023年2月21日(火) 18:00~19:00	事業会社の知財・法務担当 事業会社のオープンイノベーション担当
本音トークでおくる！ オープンイノベーションを成功に導くための大企業・スタートアップの心構え	2023年2月28日(火) 18:00~19:00	事業会社の知財・法務担当 事業会社のオープンイノベーション担当

※eiicon company が主催する「Japan Open Innovation Fes 2022 (JOIF2022)」のセッションとして実施

## (2) 各回の内容

### (i) 「オープンイノベーション価値最大化の契約書とは」

図表 19: 「オープンイノベーション価値最大化の契約書とは」の詳細

登壇者	鮫島 正洋 氏 (弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー (弁護士/弁理士)) 仁科 雅弘 氏 (特許庁 総務部 企画調査課長) 砂川 大 氏 (株式会社スマートラウンド 代表取締役社長 / 一般社団法人スタートアップ協会 代表理事)
トークテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オープンイノベーション実践においてつまずく契約事例とは？」</li> <li>「理想的な OI 実践における契約ステップとは？」</li> </ul>

(ii)「しくじり事例に学ぶ！オープンイノベーションにおけるスタートアップ支援の必勝法」

図表 20: (「しくじり事例に学ぶ！オープンイノベーションにおけるスタートアップ支援の必勝法」の詳細

登壇者	株式会社 aba 代表取締役 CEO 宇井 吉美 氏 株式会社未来機械 代表取締役 三宅 徹 氏
トークテーマ	• 「ここで困った！」オープンイノベーションに取り組む中で直面した課題 • スタートアップ支援の「必勝法」

(iii)「オープンイノベーションにも『お作法』あり！大企業-スタートアップ連携における重要ポイントとは」

図表 21 : 「オープンイノベーションにも『お作法』あり！大企業-スタートアップ連携における重要ポイントとは」の詳細

登壇者	内田・鮫島法律事務所 代表パートナー・弁護士 鮫島正洋氏 KDDI 株式会社 総務本部 知的財産シニアエキスパート 川名弘志氏
トークテーマ	• オープンイノベーションは大企業の「生存戦略」 • 大企業とスタートアップの” WIN-WIN” を実現するオープンイノベーションの「お作法」

(iv)「オープンイノベーション完全攻略！～目指すべきオープンイノベーションの姿と実践のポイント」

図表 22：「オープンイノベーション完全攻略！～目指すべきオープンイノベーションの姿と実践のポイント～」の詳細

登壇者	eiicon company 代表/founder 中村亜由子氏 株式会社ゼロワンブースター 代表取締役 合田ジョージ氏 株式会社ゼロワンブースター 木本恭介氏
トークテーマ	・ 目指すべきオープンイノベーションの姿とは<理念編> ※中村氏、合田氏による対談 ・ オープンイノベーション成功のための知財、契約のポイント <実践編> ※木本氏による講義

(v)「公取委と弁護士が語る！ "公正さ"と"事業価値の最大化"を両立する オープンイノベーションにおける取引・契約の実践ポイント」

図表 23：「公取委と弁護士が語る！ "公正さ"と"事業価値の最大化"を両立する オープンイノベーションにおける取引・契約の実践ポイント」の詳細

登壇者	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引調査室長 吉川泰宇氏 法律事務所 amaneku 代表弁護士・弁理士 山本飛翔氏
トークテーマ	・ 公正な取引の実現に向けた契約のポイント ・ 事業価値の最大化を実現するオープンイノベーションに向けた実践ポイント

(vi) 「本音トークでおくる！オープンイノベーションを成功に導くための大企業・スタートアップの心構え」

図表 24：「本音トークでおくる！オープンイノベーションを成功に導くための大企業・スタートアップの心構え」の詳細

登壇者	塩野義製薬株式会社 ヘルスケア戦略本部 イノベーションフェロー 小林 博幸 氏 Pixie Dust Technologies, Inc 代表取締役 COO 村上 泰一郎 氏
トークテーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>塩野義×PxDT で取り組むオープンイノベーション</li><li>オープンイノベーションを成功に導くための大企業・スタートアップの心構え</li></ul>

### (3) 各実証の結果

#### (i) 「オープンイノベーション価値最大化の契約書とは」

「オープンイノベーション価値最大化の契約書とは」については、eiicon company が主催する「Japan Open Innovation Fes 2022 (JOIF2022)」のセッションとして実施したため、満足度等についてはアンケートを実施していない。ただし、他セッションも含めた参加者に対してモデル契約書の認知度についてアンケートを実施した。詳細は後述する。

#### (ii) 「しくじり事例に学ぶ！オープンイノベーションにおけるスタートアップ支援の必勝法」

### ① 申し込み者の属性

#### (a) 申込者の所属組織

セミナーの申込者の所属組織は以下の通り。68 人の方に申し込みをいただいた。最も多かったのは、行政・公的機関であり、弁護士・弁理士（企業弁護士を含む）が続く。



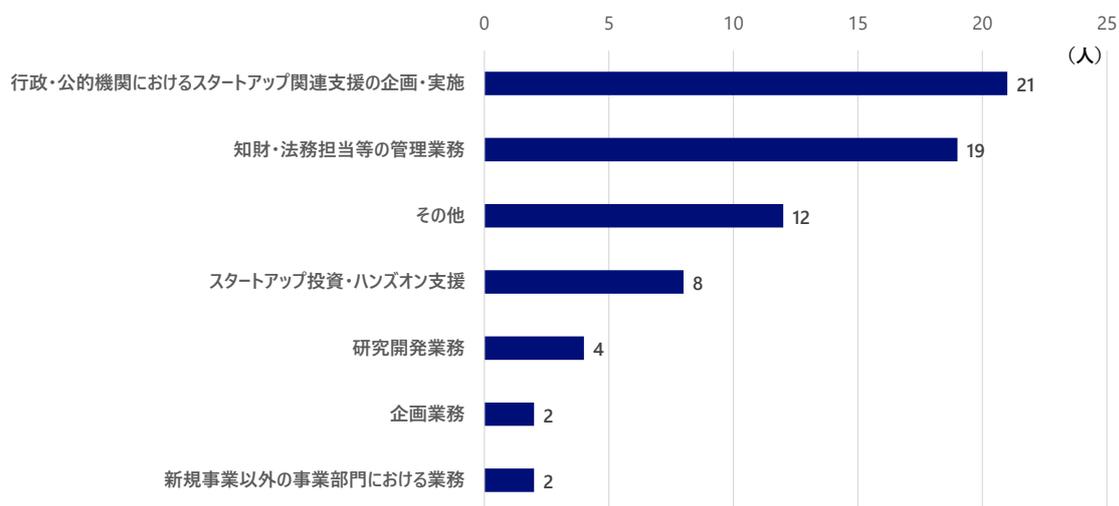
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=68

(b) 申し込み者が普段従事している業務

申し込み者が普段従事している業務は以下の通り。最も多かったのは、行政・公的機関におけるスタートアップ関連支援の企画・実施であり、知財・法務担当者の管理業務が続く。

図表 26：申し込み者が従事している業務



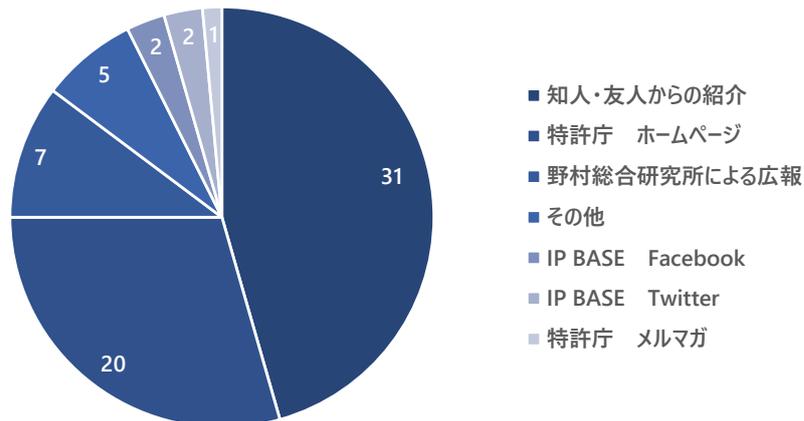
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=68

## ②セミナーの認知経路

セミナーの認知経路は以下の通り。最も多かったのは、知人・友人からの紹介であり、特許庁ホームページが続く。

図表 27：セミナーの認知経路



出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

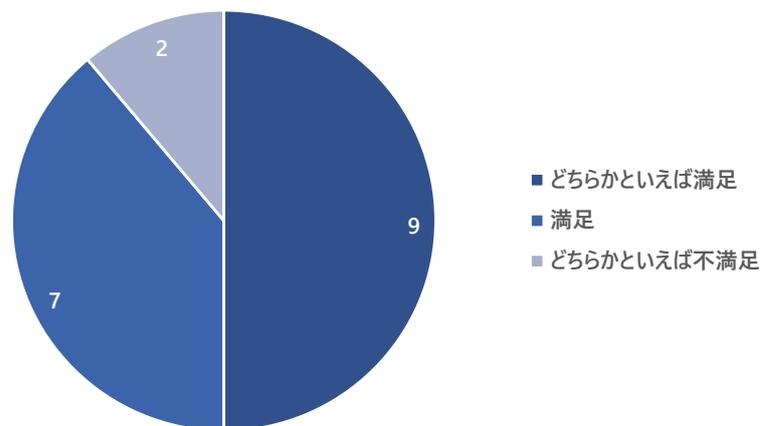
注) n=68

### ③ セミナーの成果

#### (a) セミナーの満足度

セミナーの満足度は以下の通り。回答いただいた殆どの方に満足いただいております、参加者のニーズに沿ったコンテンツを提供することができた。

図表 28：セミナーの満足度



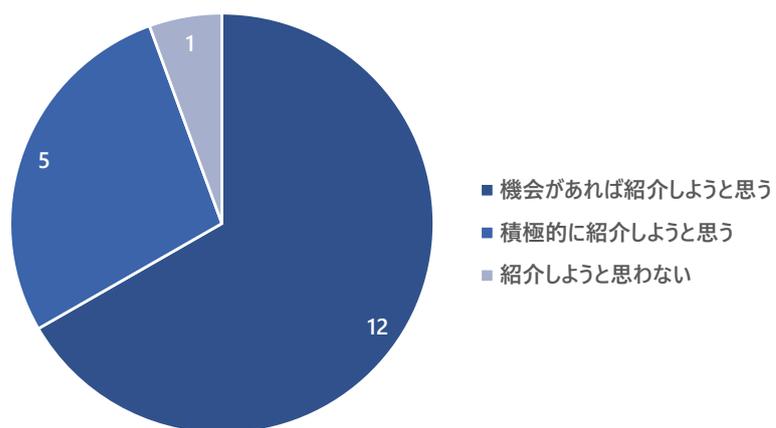
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=18

(b) モデル契約書を紹介しようと思うか

モデル契約書を紹介しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「機会があれば紹介しようと思う」、「積極的に紹介しようと思う」と回答しており、一定の波及効果を見込むことができる。

図表 29：モデル契約書を紹介しようと思うか



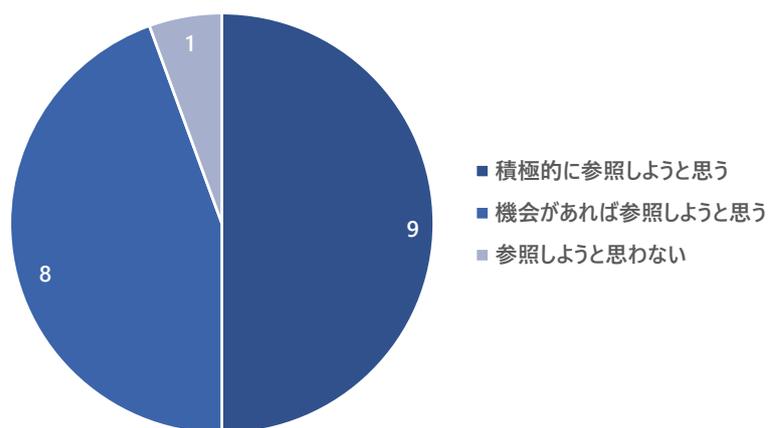
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=18

(c) モデル契約書を参照しようと思うか

モデル契約書を参照しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「積極的に参照しようと思う」、「機会があれば参照しようと思う」と回答しており、一定の啓発効果があったと評価することができる。

図表 30：モデル契約書を参照しようと思うか



出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=18

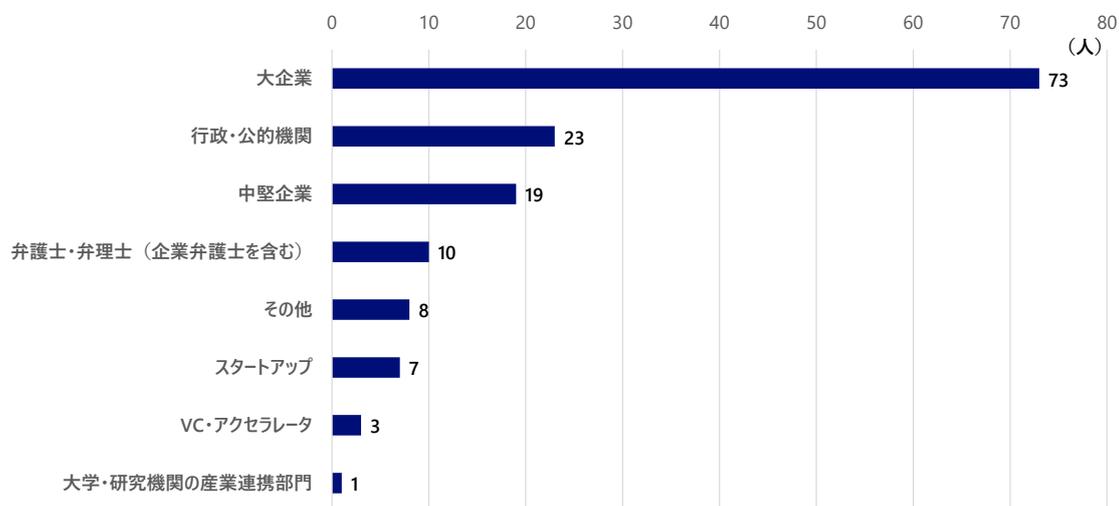
(iii) 「オープンイノベーションにも『お作法』あり！大企業-スタートアップ連携における重要ポイントとは」

① 申し込み者の属性

(a) 申込者の所属組織

セミナーの申込者の所属組織は以下の通り。144 人の方に申し込みをいただいた。最も多かったのは、大企業であり、行政・公的機関が続く。

図表 31：参加申込者の属性



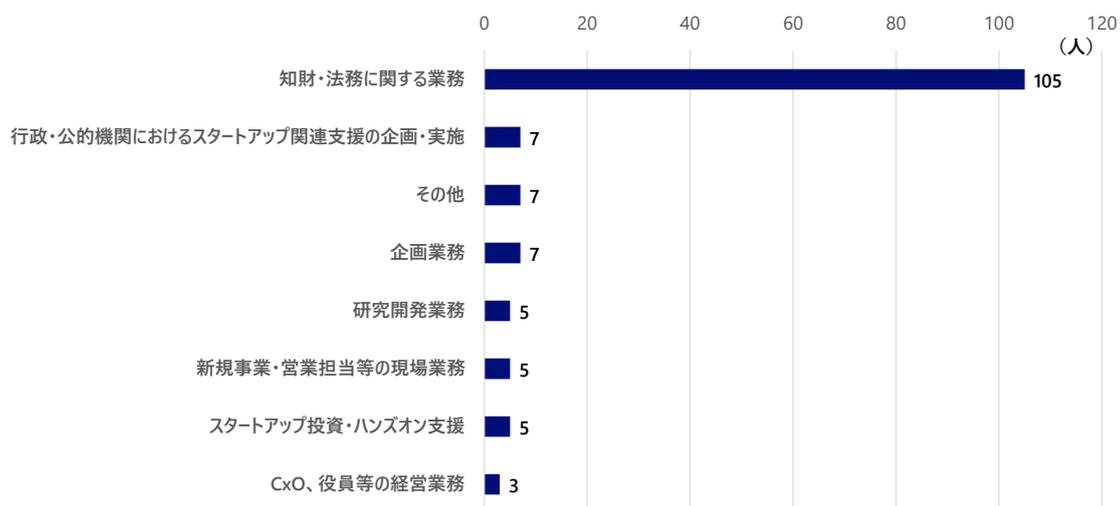
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=144

(b) 申し込み者が普段従事している業務

申し込み者が普段従事している業務は以下の通り。最も多かったのは、知財・法務に関する業務であった。

図表 32：申し込み者が従事している業務



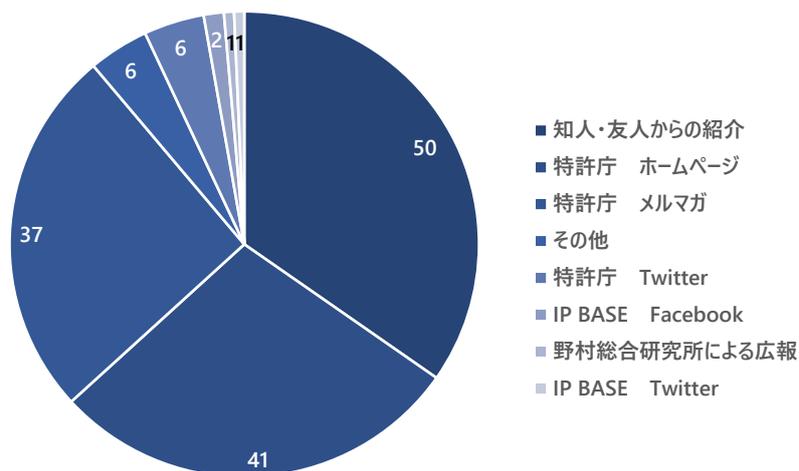
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=144

## ② セミナーの認知経路

セミナーの認知経路は以下の通り。最も多かったのは、知人・友人からの紹介であり、特許庁ホームページが続く。

図表 33：セミナーの認知経路



出所) セミナーアンケートより、NRI作成

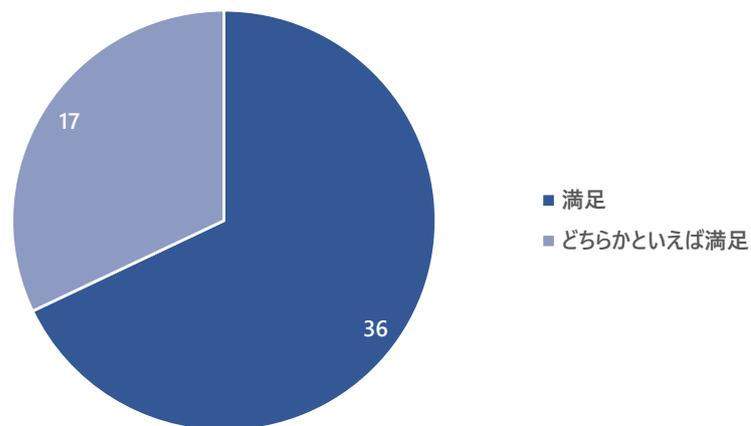
注) n=144

### ③ セミナーの成果

#### (a) セミナーの満足度

セミナーの満足度は以下の通り。回答いただいた方に満足いただいております、参加者のニーズに沿ったコンテンツを提供することができた。

図表 34：セミナーの満足度



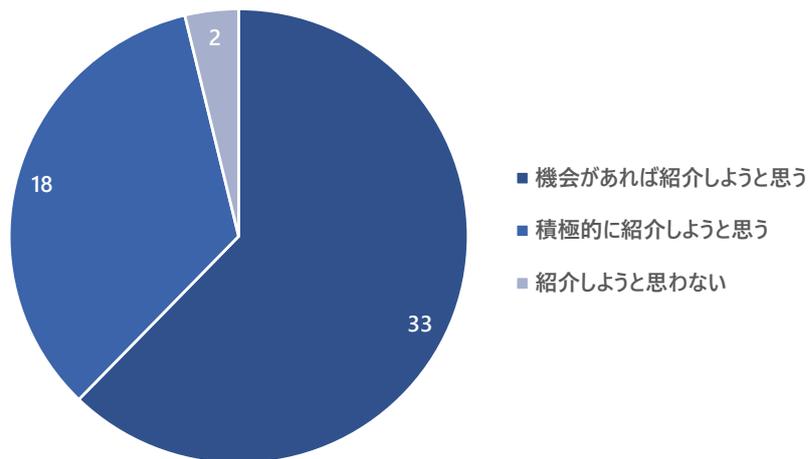
出所) セミナーアンケートより、NRI作成

注) n=53

(b) モデル契約書を紹介しようと思うか

モデル契約書を紹介しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「機会があれば紹介しようと思う」、「積極的に紹介しようと思う」と回答しており、一定の波及効果を見込むことができる。

図表 35：モデル契約書を紹介しようと思うか



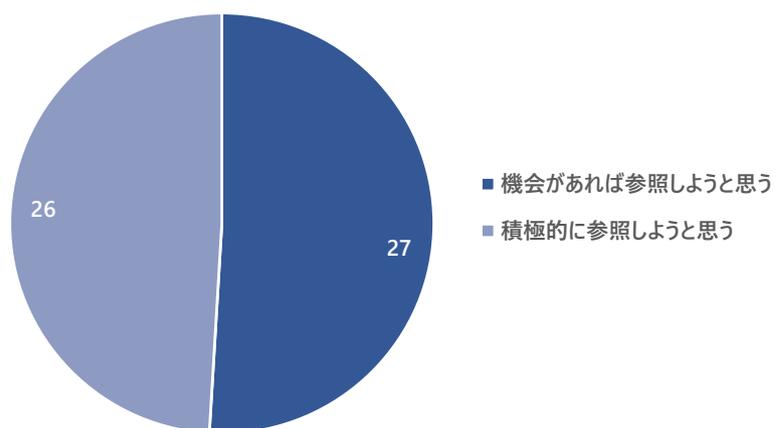
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=53

(c) モデル契約書を参照しようと思うか

モデル契約書を参照しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた方が、「機会があれば参照しようと思う」、「積極的に参照しようと思う」と回答しており、一定の啓発効果があったと評価することができる。

図表 36：モデル契約書を参照しようと思うか



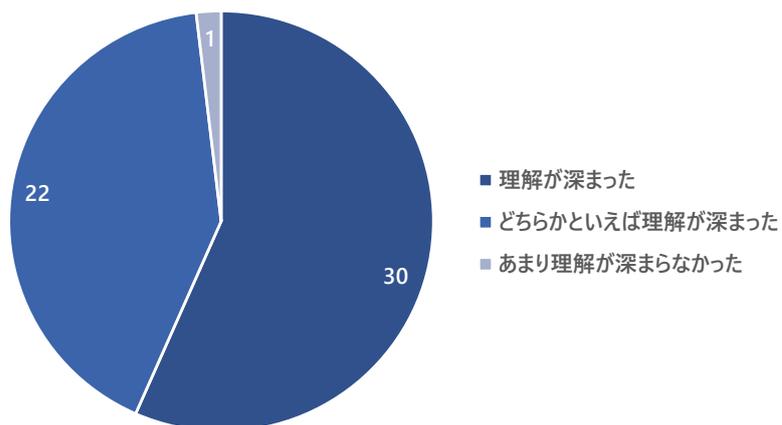
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=53

(d) セミナーの理解度

セミナーの理解度は以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「理解が深まった」、「どちらかといえば理解が深まった」と回答しており、セミナーの目的を達成することができた。

図表 37：セミナーの理解度



出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

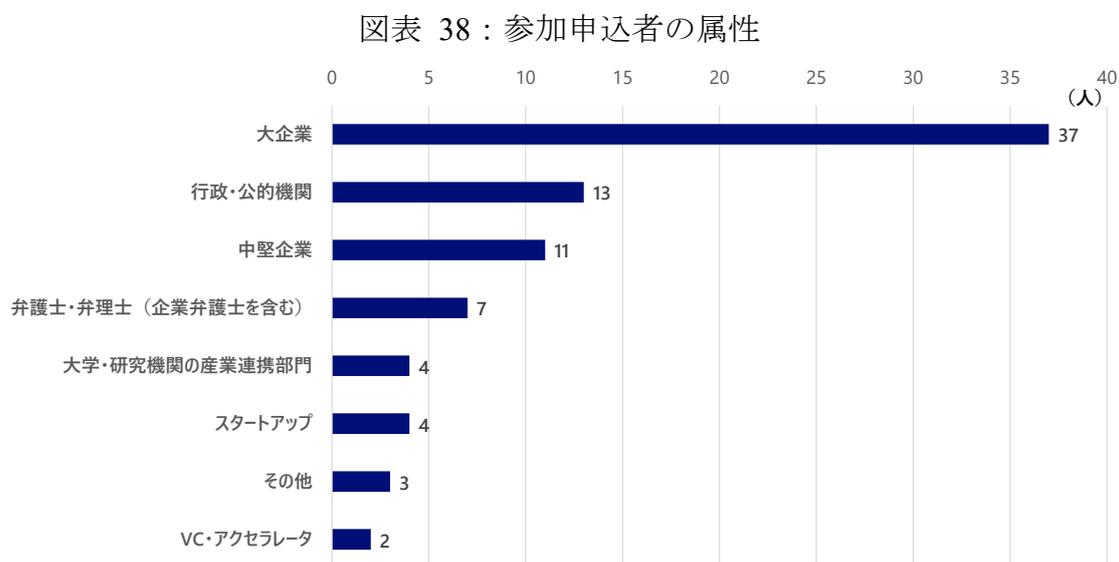
注) n=53

(iv) 「オープンイノベーション完全攻略！～目指すべきオープンイノベーションの姿と実践のポイント～」

① 申し込み者の属性

(a) 申込者の所属組織

セミナーの申込者の所属組織は以下の通り。81 人の方に申し込みをいただいた。最も多かったのは、大企業であり、行政・公的機関が続く。



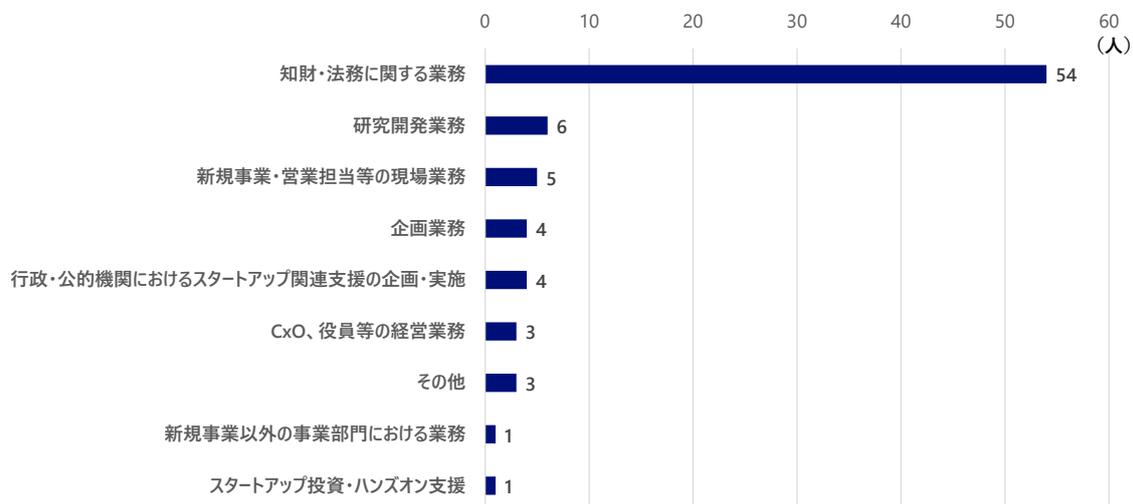
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=81

(b) 申し込み者が普段従事している業務

申し込み者が普段従事している業務は以下の通り。最も多かったのは、知財・法務に関する業務であり、研究開発業務が続く。

図表 39：申し込み者が従事している業務



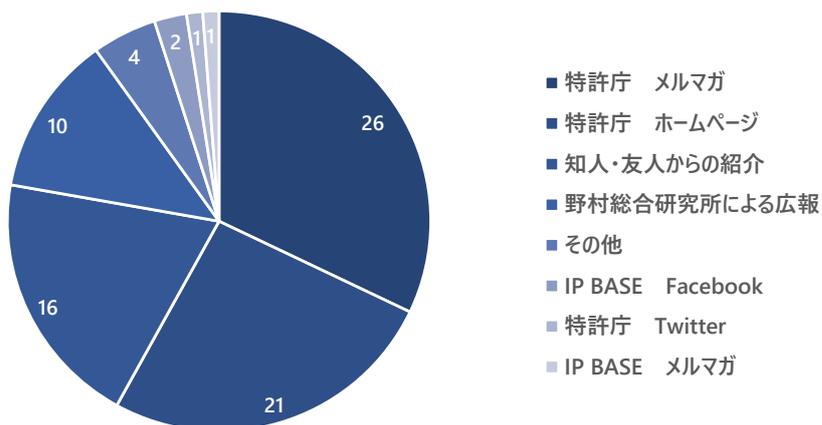
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=81

## ② セミナーの認知経路

セミナーの認知経路は以下の通り。最も多かったのは、特許庁メルマガであり、特許庁ホームページが続く。

図表 40：セミナーの認知経路



出所) セミナーアンケートより、NRI作成

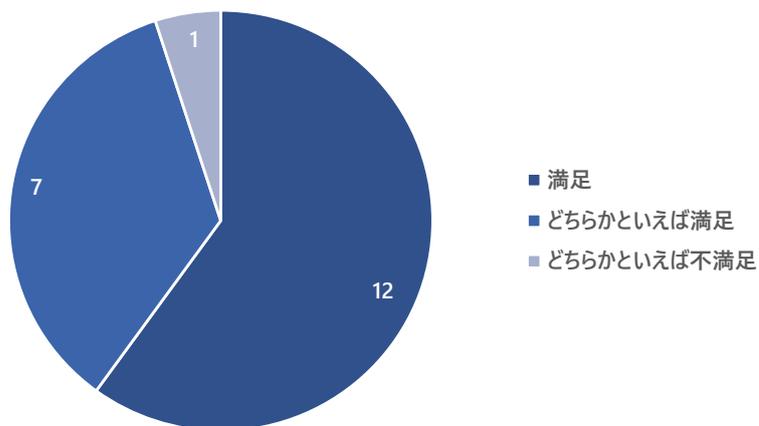
注) n=81

### ③ セミナーの成果

#### (a) セミナーの満足度

セミナーの満足度は以下の通り。回答いただいた殆どの方に満足いただいております、参加者のニーズに沿ったコンテンツを提供することができた。

図表 41：セミナーの満足度



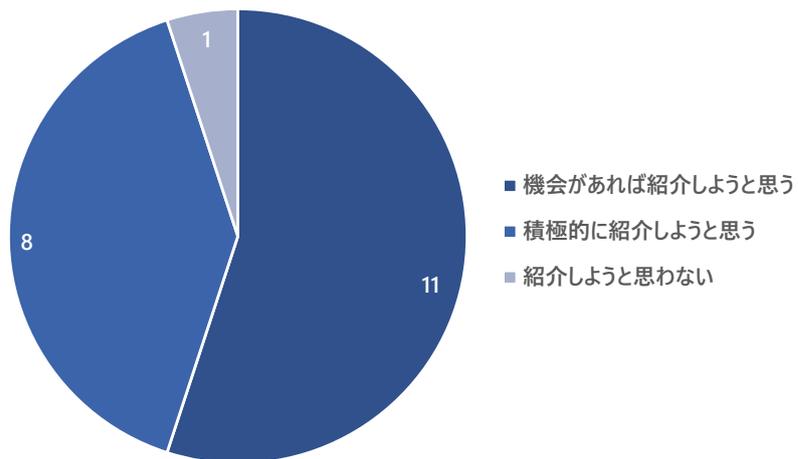
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=20

(b) モデル契約書を紹介しようと思うか

モデル契約書を紹介しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「機会があれば紹介しようと思う」、「積極的に紹介しようと思う」と回答しており、一定の波及効果を見込むことができる。

図表 42：モデル契約書を紹介しようと思うか



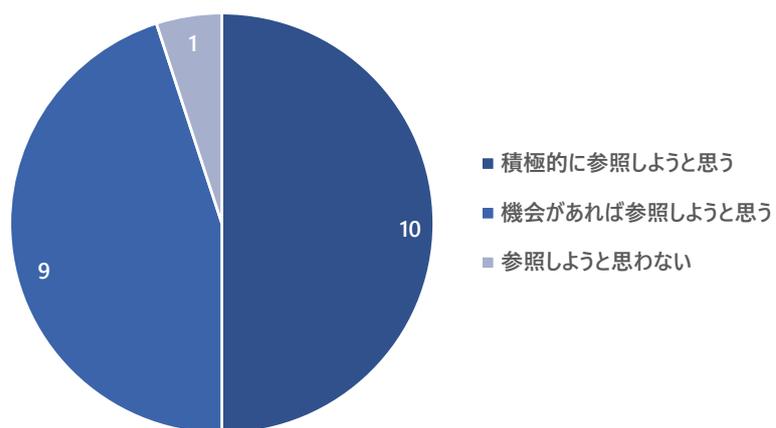
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=20

(c) モデル契約書を参照しようと思うか

モデル契約書を参照しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「積極的に参照しようと思う」、「機会があれば参照しようと思う」と回答しており、一定の啓発効果があったと評価することができる。

図表 43：モデル契約書を参照しようと思うか



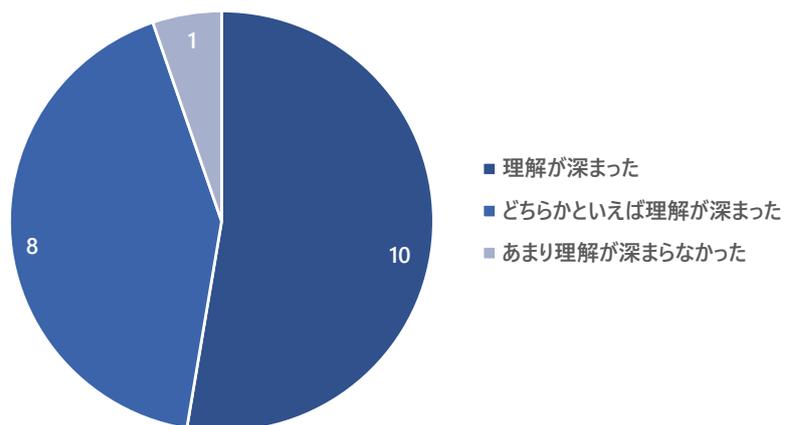
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=20

(d) セミナーの理解度

セミナーの理解度は以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「理解が深まった」、「どちらかといえば理解が深まった」と回答しており、セミナーの目的を達成することができた。

図表 44：セミナーの理解度



出所) セミナーアンケートより、NRI作成

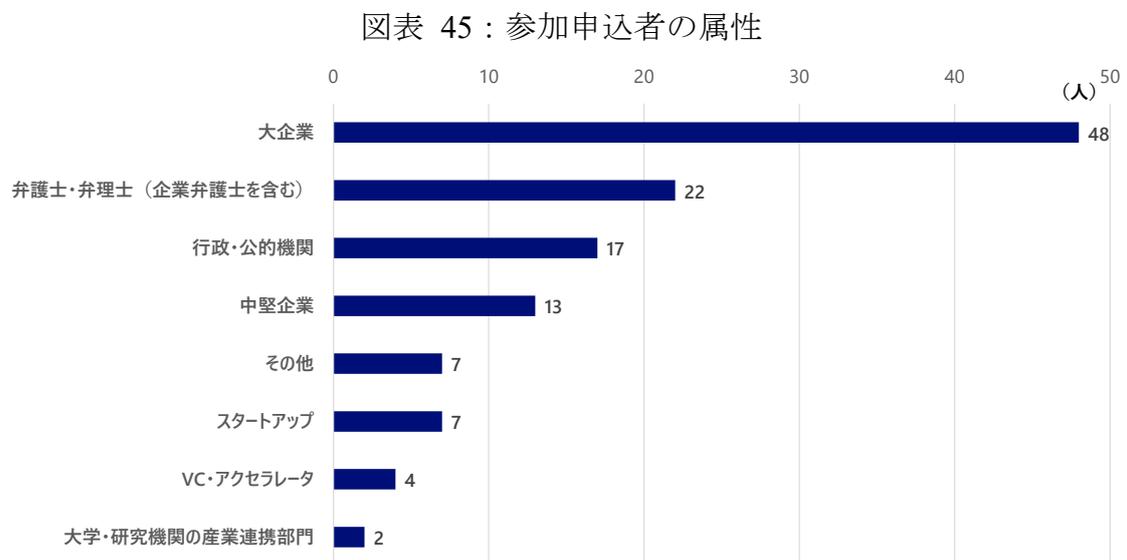
注) n=19

(v) 「公取委と弁護士が語る！ "公正さ"と"事業価値の最大化"を両立する オープンイノベーションにおける取引・契約の実践ポイント」

① 申し込み者の属性

(a) 申込者の所属組織

セミナーの申込者の所属組織は以下の通り。120 人の方に申し込みをいただいた。最も多かったのは、大企業であり、弁護士・弁理士（企業弁護士を含む）が続く。



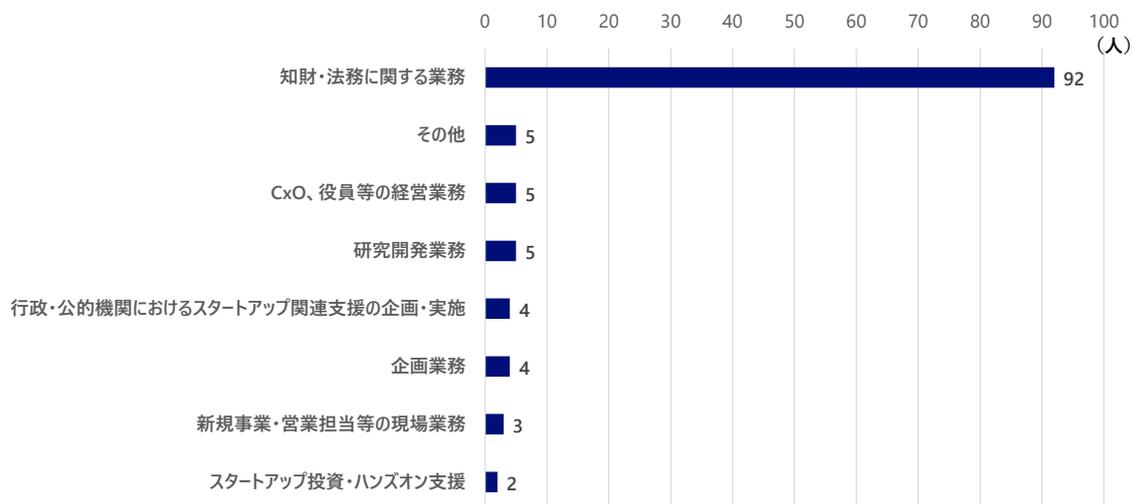
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=120

(b) 申し込み者が普段従事している業務

申し込み者が普段従事している業務は以下の通り。最も多かったのは、知財・法務に関する業務であった。

図表 46：申し込み者が従事している業務



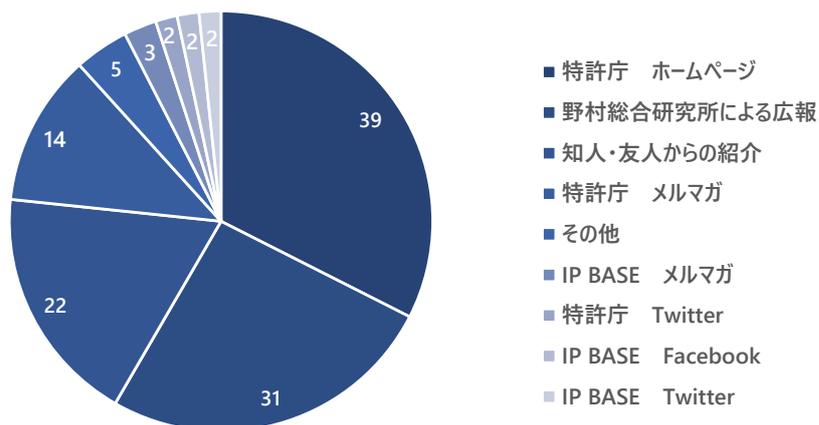
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=120

## ② セミナーの認知経路

セミナーの認知経路は以下の通り。最も多かったのは、特許庁ホームページであり、野村総合研究所による広報が続く。

図表 47：セミナーの認知経路



出所) セミナーアンケートより、NRI作成

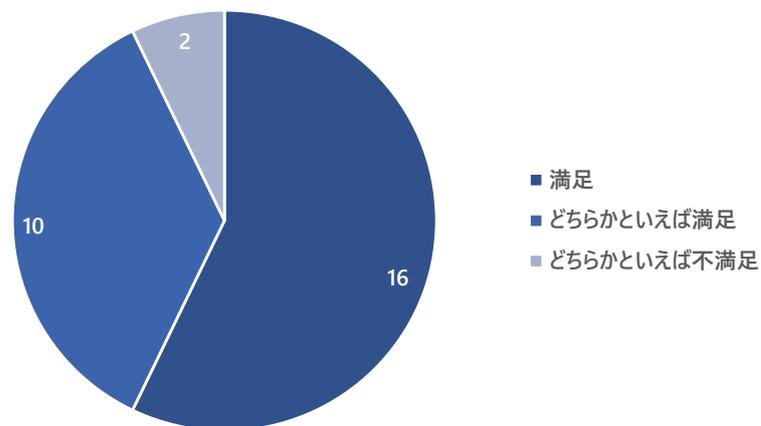
注) n=120

### ③ セミナーの成果

#### (a) セミナーの満足度

セミナーの満足度は以下の通り。回答いただいた殆どの方に満足いただいております、参加者のニーズに沿ったコンテンツを提供することができた。

図表 48：セミナーの満足度



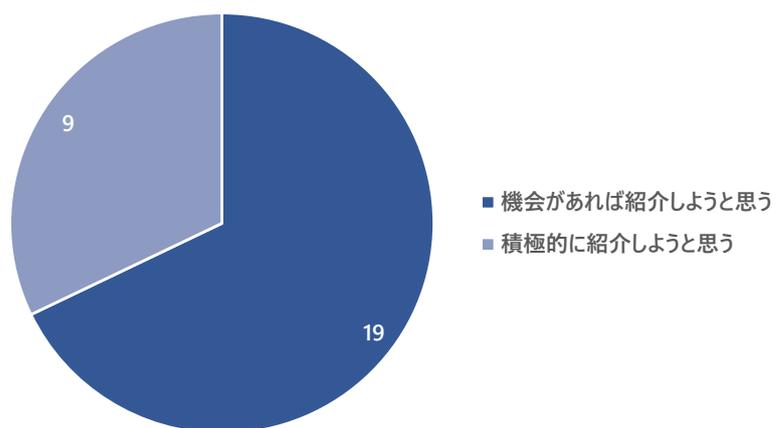
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=28

(b) モデル契約書を紹介しようと思うか

モデル契約書を紹介しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた方が、「機会があれば紹介しようと思う」、「積極的に紹介しようと思う」と回答しており、一定の波及効果を見込むことができる。

図表 49：モデル契約書を紹介しようと思うか



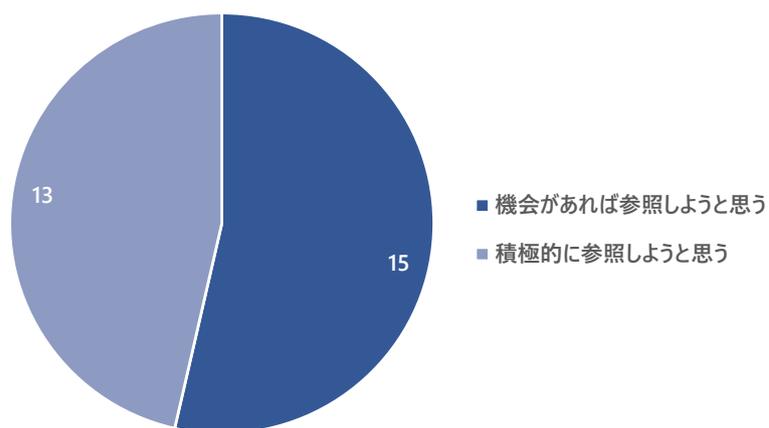
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=28

(c) モデル契約書を参照しようと思うか

モデル契約書を参照しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた方が、「機会があれば参照しようと思う」、「積極的に参照しようと思う」と回答しており、一定の啓発効果があったと評価することができる。

図表 50：モデル契約書を参照しようと思うか



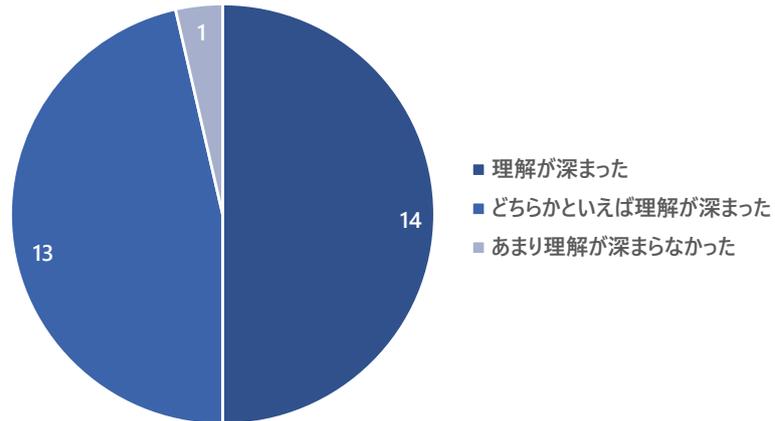
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=28

(d) セミナーの理解度

セミナーの理解度は以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「理解が深まった」、「どちらかといえば理解が深まった」と回答しており、セミナーの目的を達成することができた。

図表 51：セミナーの理解度



出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

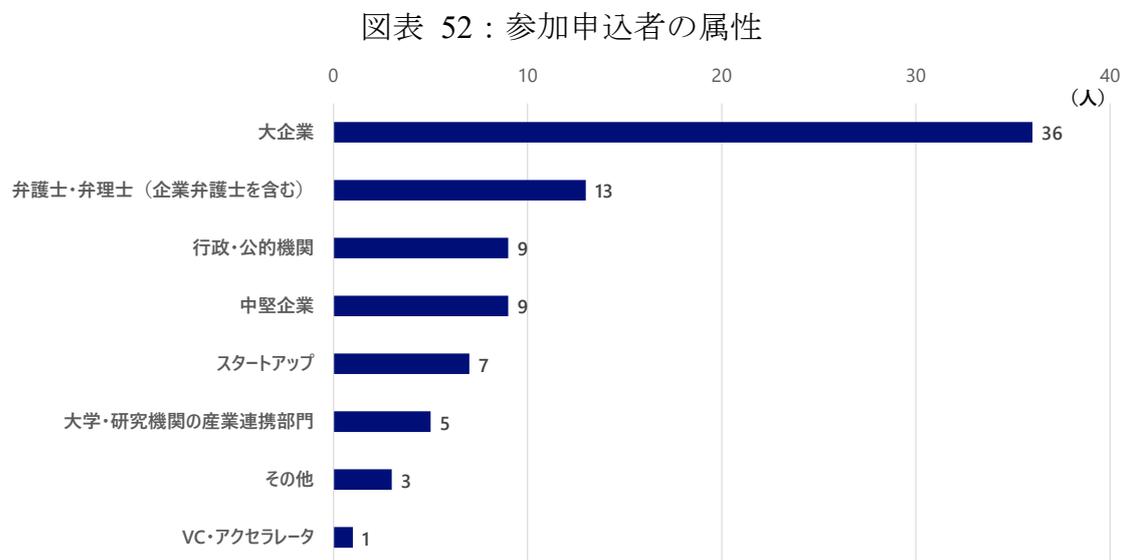
注) n=28

(vi) 「本音トークでおくる！オープンイノベーションを成功に導くための大企業・スタートアップの心構え」

① 申し込み者の属性

(a) 申込者の所属組織

セミナーの申込者の所属組織は以下の通り。83 人の方に申し込みをいただいた。最も多かったのは、大企業であり、弁護士・弁理士（企業弁護士を含む）が続く。



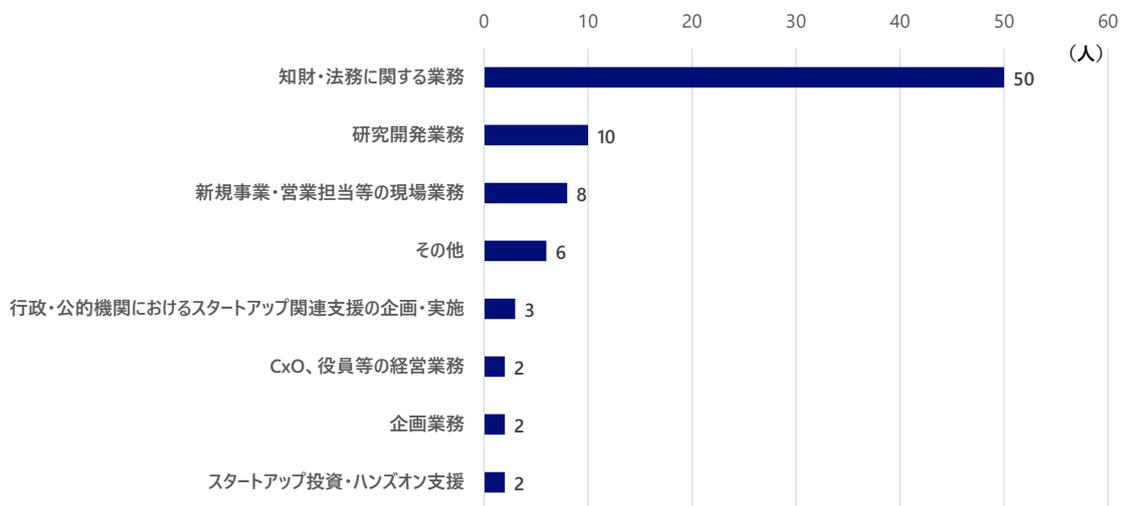
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=83

(b) 申し込み者が普段従事している業務

申し込み者が普段従事している業務は以下の通り。最も多かったのは、知財・法務に関する業務であり、研究開発業務が続く。

図表 53：申し込み者が従事している業務



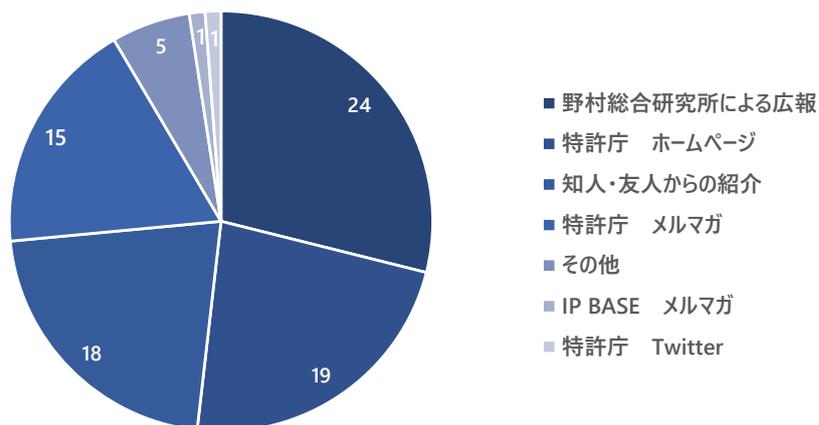
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=83

## ② セミナーの認知経路

セミナーの認知経路は以下の通り。最も多かったのは、野村総合研究所による広報であり、特許庁ホームページが続く。

図表 54：セミナーの認知経路



出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

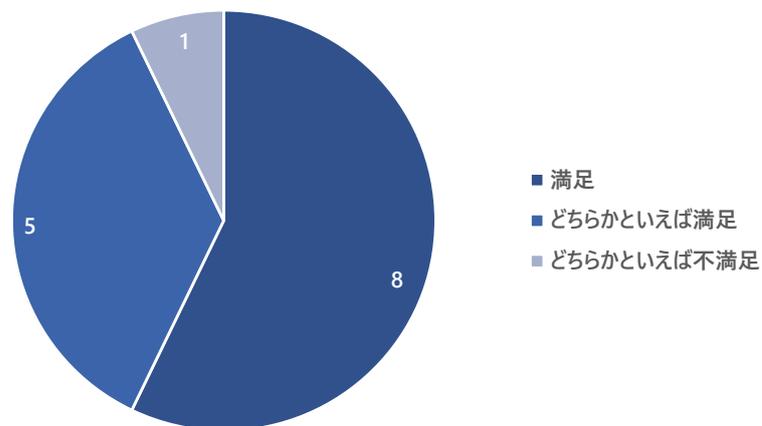
注) n=83

### ③ セミナーの成果

#### (a) セミナーの満足度

セミナーの満足度は以下の通り。回答いただいた殆どの方に満足いただいております、参加者のニーズに沿ったコンテンツを提供することができた。

図表 55：セミナーの満足度



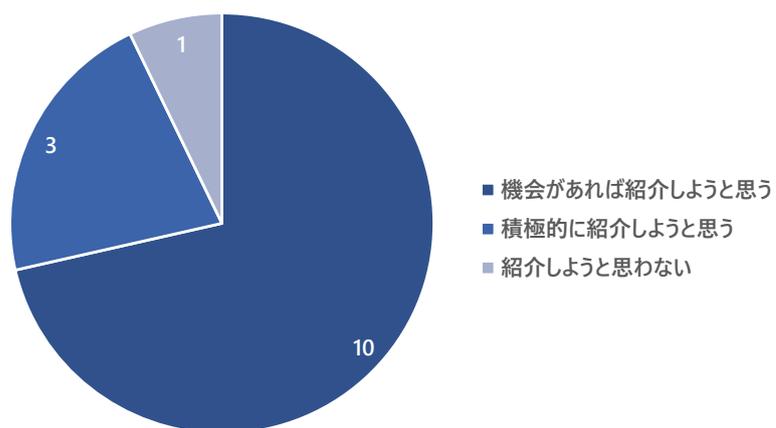
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=14

(b) モデル契約書を紹介しようと思うか

モデル契約書を紹介しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「機会があれば紹介しようと思う」、「積極的に紹介しようと思う」と回答しており、一定の波及効果を見込むことができる。

図表 56：モデル契約書を紹介しようと思うか



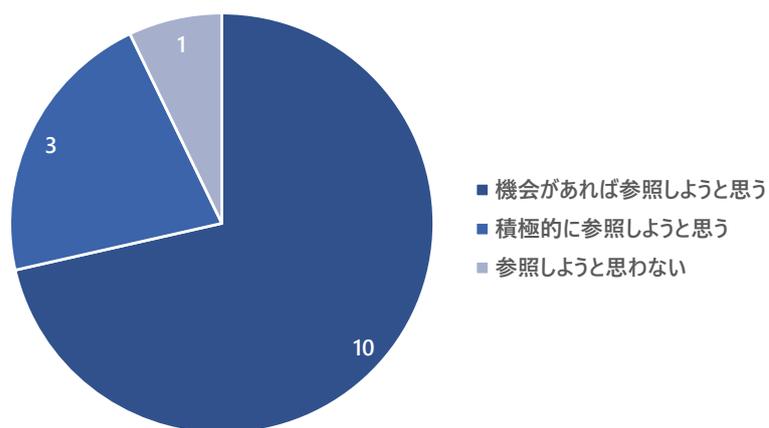
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=14

(c) モデル契約書を参照しようと思うか

モデル契約書を参照しようと思うかについては以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「機会があれば参照しようと思う」、「積極的に参照しようと思う」と回答しており、一定の啓発効果があったと評価することができる。

図表 57：モデル契約書を参照しようと思うか



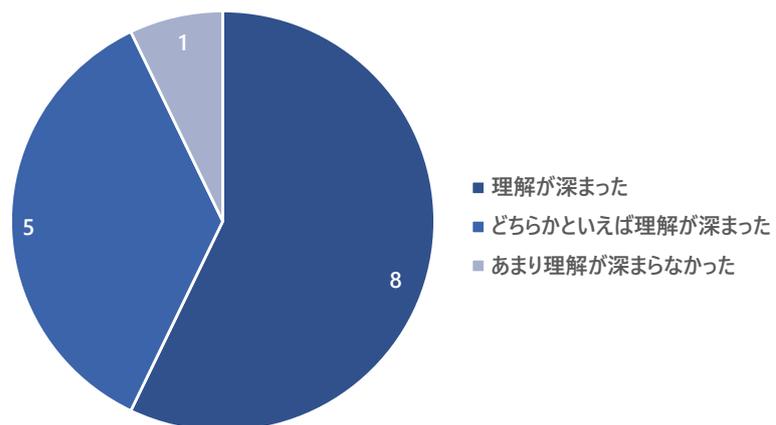
出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=14

(d) セミナーの理解度

セミナーの理解度は以下の通り。回答いただいた殆どの方が、「理解が深まった」、「どちらかといえば理解が深まった」と回答しており、セミナーの目的を達成することができた。

図表 58：セミナーの理解度



出所) セミナーアンケートより、NRI 作成

注) n=14

## 2. ワークショップの実施

### (1) 実施概要

「実践を通して身に着ける！スタートアップのためのオープンイノベーションにおける契約交渉術」と題したワークショップを2回に渡って開催した。

図表 59：セミナー・パネルディスカッションの概要

回	日時	講師
第1回	2023年2月9日（木） 15:30-17:00	STORIA 法律事務所 パートナー 柿沼太一氏 日比谷パーク法律事務所 パートナー 井上拓氏
第2回	2023年2月17日（金） 13:30-15:00	法律事務所 amaneku 代表弁護士・弁理士 山本 飛翔氏

### (2) 実施内容

主にスタートアップを対象として、事業会社との交渉ロールプレイを通して、契約交渉におけるポイントを啓発することを目的として実施した。シナリオ作成にあたっては、モデル契約書新素材編における想定シーンを活用しつつ、市場情報や事業会社からのコメント等周辺情報を整理し、実際の交渉を体感できるよう工夫した。

図表 60：ロールプレイにて使用した資料（一部抜粋）

想定シーン  
**Y社担当との交渉は、とんとん拍子で進みましたが、契約交渉でスタックしてしまいました。参加者の皆様にはX社の社員として、対応の方向性を考え、実際に交渉していただきます！**

【シーンの詳細】

① Y社からの共同研究の持ちかけ

- 樹脂に添加することで放熱性能を金属並みに引き上げることができる新素材αを開発したスタートアップX社は、自動車部品メーカーY社より、自動車用ヘッドライトカバーの共同研究開発を持ち掛けられた

② ビジネス担当との議論はスムーズに、いざ契約交渉へ！

- スタートアップX社は、この提案を自社のビジネスをスケールさせていく上で重要な機会と捉え、前向きに検討することとした。Y社の担当者とのやり取りはスムーズに進み、契約交渉の段階に入った。
- X社は、特許庁より公表されている「モデル契約書」の新素材編共同研究開発契約書を参照しファーストドラフトを作成しており、これをY社の担当に対して送付した。事前にY社の担当にはその内容を示すタイムシートを共有し、相談していたが、メールにて「問題ない」との認識をもらっていた。

③ まさかのX社雛形は受け入れられないとの返事が・・・

- 後日、Y社の担当者より、Y社内の知財・法務部と調整した結果、X社が提示した雛形をそのまま受け入れることはできないとの連絡があり、契約書の修正案が送られてきた。修正箇所は、第7条「知的財産権の帰属および成果物の利用」と、第14条「第三者との競合開発の禁止」であった。

④ 対応の方向性について作戦会議

- X社としては、Y社による修正案をそのまま受け入れることは難しく、落としどころについて社内で検討することとなった。

これまでの経緯

本日のロールプレイ

本資料の無断転載・転用は禁じます。

5

### (3) 成果

各回の主な参加者は以下の通り。スタートアップや企業予定者に加えて、スタートアップ支援者等にも参加いただいた。

図表 61：各回の参加者の属性

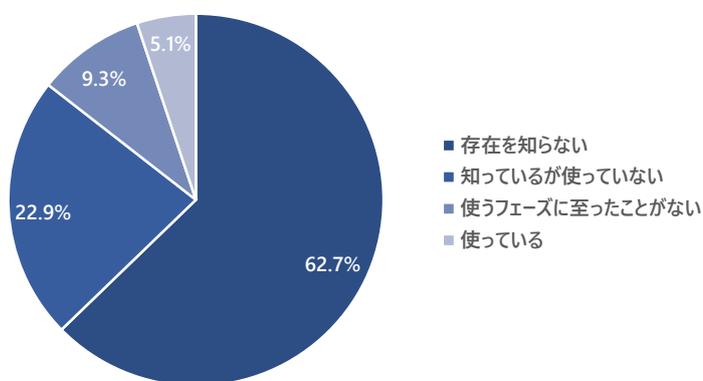
属性	人数	
	2/9	2/17
スタートアップ	4	6
起業予定	1	2
VC・アクセラレーター・その他 SU 支援者	2	5
その他（大企業等）	3	1
弁護士・弁理士（オブザーバー）	3	1

## (参考) モデル契約書の認知度

広報戦略の実証にあたっては、セミナー等の申込者に対してモデル契約書の認知度について調査を行った。ここでは、eiicon company 主催のイベント、「Japan Open Innovation Fes 2022 (JOIF2022)」の参加者に実施した認知度調査の結果を示す。

モデル契約書の「存在を知らない」と回答した割合は 62.7%（「知っている」割合は 37.3%）であり、今後一層の普及活動を進めることが求められる。

図表 62：モデル契約書の認知度



出所) JOIF2022 アンケートより、NRI 作成

注) n=118

## VI. モデル契約書の関連コンテンツ（ファクトブック、パンフレット等）の作成/改訂等

モデル契約書の普及啓発を目的に、オープンイノベーションの実務者へのヒアリング内容をインプットに、オープンイノベーションに取り組む前提として事業会社・スタートアップ双方が意識すべきポイントを「マナー」として取りまとめた「マナーブック」（※当初ファクトブックと想定）を新規に作成した。マナーブックは、OIの経験がない読者向けに分かりやすいよう、的確かつ実践的な記載とすることを意識した。また、普及啓発の観点から視認性の高いデザインとなるよう、外部デザイナーと連携し構成した。

パンフレットは、昨年度作成した成果物の完成度が高いことを踏まえ、モデル契約書活用のメリットを紹介したイラストの追加、今年度新たに作成した「OIモデル契約書」ロゴの紹介、その他表記の軽微な修正を行った。

### 1. マナーブック（ファクトブック）の検討プロセス

「モデル契約書」普及に資するコンテンツとするべく、実際に現場で活用することを想定した実践的な内容を盛り込むため、OI実務経験者へのヒアリング内容の他、OIに関する支援経験者や当事者である委員や広報戦略WGメンバーから指摘を得る機会を重視し、検討を進めた。

図表 63：マナーブック（ファクトブック）の検討プロセス

実施事項	内容
OIの実務経験者へのヒアリング	OIで直面する社内（特に現場担当者・知財法務担当者間）、社外での課題、その課題を解決するための重要なポイント、OIに取り組むにあたり重視しているスタンス・マナーをヒアリング調査した。 ※ヒアリングの実施内容については、「Ⅲ.ヒアリング調査」参照。
コンセプト・構成の検討（広報戦略WG・委員会）	ヒアリングと並行し、広報戦略WG・委員会にて、事務局で整理した作成方針をもとに、マナーブックのコンセプト・想定読者について議論し、構成を検討した。

実施事項	内容
記載内容の検討 (広報戦略 WG・委員会)	ヒアリングで得られた知見を基に、OI の経験がない読者向けにもわかりやすいよう、実践的かつ的確な表現となるよう意識しつつ、事務局で記載内容を編集し、広報戦略 WG・委員会にて受けた指摘を踏まえて検討した。
レイアウトの編集	外部のデザイナーと協力し、視認性の高いデザインとなるよう工夫し、レイアウトを編集した。委員、広報戦略 WG メンバーにも経過を共有し、アドバイスを得た。

## 2. マナーブック（ファクトブック）成果物

上記の検討プロセスを通し検討されたマナーブック（ファクトブック）の構成と、マナーブック（ファクトブック）のメインメッセージであるマナー4 箇条の内容は下記の通り。

図表 64：マナーブック（ファクトブック）の構成

項目		内容
1	本書のねらい	イラストを用いつつ、マナーブックの活用メリット・対象読者を説明
2	モデル契約書関連コンテンツの位置づけ	OIのプロセスの全体感を示し、マナーブック、パンフレット、モデル契約書ひな形を参照すべきタイミングを図示して説明
3	理想の OI	マナーの前提となっているモデル契約書が掲げる理想の OI について説明
4	マナー紹介	マナー4 箇条とその解説を記載
	各マナーについての Tips・ヒアリングで聞かれた内容の紹介	各マナーを実践する際のポイントを Tips として紹介し、各マナーを実践している OI 経験者の意見を紹介し、実践的な内容として編集
5	ヒアリングで得られた OI 金言集	各マナーで紐付けて紹介した内容以外の OI 経験者のヒアリングでの金言を紹介
6	セミナーコラム	本事業で実施したセミナーを紹介した記事をコラムとして掲載
7	モデル契約書の紹介	パンフレット、モデル契約書ひな形、ロゴマーク、特許庁 OI ポータルサイトなどの紹介

図表 65：マナー4 箇条の内容

マナー		内容
1	ビジョンとゴールのすりあわせは徹底しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクトになぜ取り組むのか、何を実現したいのか。</li> <li>お互いのねらいと思いを共有しないと、共通のゴールは目指せない。</li> </ul>
2	リスクヘッジではなく、スピード重視で！	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業基盤が安定している事業会社と異なり、スタートアップは短期で成果を出さないと追加投資を受けることができず、存続できない、「砂時計」を抱えた生きものである。</li> <li>リスクヘッジばかりに注力すると事業スピードが遅くなり、上記スタートアップの性質にそぐわない結果となる。</li> <li>このような事情を理解したうえで、決定のプロセス、スピードにも最大限配慮することが必要。</li> </ul>
3	「双方の事業価値の総和の最大化」を判断基準にしよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同で取り組むオープンイノベーションにおいては、双方で共通の判断基準を持つことが極めて重要。</li> <li>自社の利益のみを念頭に置くのではなく、「事業価値の総和の最大化」という共通の判断基準を採用すべき。</li> </ul>
4	困ったときは、モデル契約書にヒントあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>マナー&lt;その1~3&gt;を実践すると、オープンイノベーションはうまくいくはず。</li> <li>いざ契約の場面になった場合のヒントや答えは「OI モデル契約書」に記載されている。</li> </ul>

図表 66：マナーブック表紙



### 3. パンフレット改訂内容

パンフレットは、昨年度作成した成果物の完成度が高いことを踏まえ、モデル契約書活用のメリットを紹介したイラストの追加、今年度新たに作成した「OIモデル契約書」ロゴの紹介、その他表記の軽微な修正を行った。

図表 67：追加したイラスト



図表 68：「OIモデル契約書」ロゴマーク



# OIモデル契約書

～私たちはOIモデル契約書の理念に賛同しています～

禁 無 断 転 載

令和4年度産業財産権制度問題調査研究報告書

オープンイノベーション促進のための  
モデル契約書に関する  
調査研究報告書

令和5年3月

請負先 株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

電話 03-5877-7373

FAX 03-3273-6529

URL <https://www.nri.com/jp>

E-mail① [k4-honda@nri.co.jp](mailto:k4-honda@nri.co.jp)

E-mail② [m-moriya@nri.co.jp](mailto:m-moriya@nri.co.jp)